

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

## 〔ミッション I〕巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| タスク<br>ショ<br>ーク<br>ン | No.<br>■は<br>重点 | アクション名        | 内 容（新APより抜粋）   | 令和4年度の目標  | 取組み指標   | 令和4年度の実績  | 取組み指標   | 進捗<br>評価   | 担当部局                      | 令和5年度の取組み予定   | 取組み指標  | 分類  |
|----------------------|-----------------|---------------|--|---|---|---|---|--|---------------------------|---|--|-----|
|                      |                 |               |  |   |   |   |   |  |                           |   |  |     |
| I                    | 1               | 防潮堤の津波浸水対策の推進 | ○津波による浸水を防ぐため、先行取組みとして、H26年度から既に防潮堤の液状化対策を実施している。H28年度までの3年間（集中取組期間中）で、第一線防潮堤のうち、「満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤」の対策を完了させる。<br>○続いて、H30年度までの5年間で第一線防潮堤（津波を直接防御）の対策を順に完了させ、R5年度までの10年間で全対策の完了をめざす。   | ○水門内側等にある防潮堤（残り約0.6km）の対策の推進  | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価                            | ○河川（対策の完了）木津川（L=0.1km）、六軒家川（L=0.4km）計0.5km  | 取り組み実績は左記のとおり                                   | ①  | 環境農林水産部<br>都市整備部<br>大阪港湾局 | ○水門内側等にある防潮堤（残り約0.1km）の対策の推進  | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価                             | I   |
| I                    | 2               | 水門の耐震化等の推進    | ○地震発生後に、津波を防衛する水門機能を確保するため、先行取組みとして、H26年度から三大水門を始めとする水門の耐震補強工事や、遠隔自動操作などの水門の高度化を実施しており、必要な対策を計画的に推進する。<br>○老朽化が進んでいる三大水門（安治川水門・尻無川水門・木津川水門）は、高潮への対策に加え、南海トラフ巨大地震による津波にも対応できる水門として更新を行う。  | ○更新する木津川水門の工事着手<br>○更新する安治川水門の詳細設計完了<br>○水門の耐震化（城北寝屋川口水門）、高度化（木津川水門、安治川水門、尻無川水門）事業の推進   | ・水門の耐震化<br>9/10基<br>・水門の高度化（遠隔操作・自動化）<br>17/17基 | ○更新する木津川水門の工事着手<br>○更新する安治川水門の詳細設計完了<br>○水門の耐震化（城北寝屋川口水門）の推進、高度化（木津川水門、安治川水門、尻無川水門）事業の完了  | ・水門の耐震化<br>9/10基<br>・水門の高度化（遠隔操作・自動化）<br>17/17基 | ①  | 都市整備部                     | ○更新する木津川水門の工事を推進<br>○水門の耐震化（城北寝屋川口水門）の完了  | ・水門の耐震化<br>10/10基<br>・水門の高度化（遠隔操作・自動化）<br>17/17基 | I   |
| I                    | 3               | 長期湛水の早期解消     | ・地震発生後に、一部の地域では津波浸水による長期湛水の可能性があることから、集中取組期間中に、関係機関と連携し、防潮堤の仮設切、ボーリングの機能確保やポンプ車等による排水等、長期湛水の早期解消のための手順を予定め、不測の事態に備える。<br>・防災訓練の中で対応手順の点検を行い、必要な対応の充実を図る。   | 津波浸水（想定最大高潮浸水もあわせて検討）による長期湛水の早期解消における長期湛水対策の方向性（前提条件など）を整理する。   | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価                            | 津波浸水（想定最大高潮浸水もあわせて検討）による長期湛水の早期解消に向け、関係機関と連携し長期湛水対策の方向性（前提条件など）を整理した。   | 取り組み実績は左記のとおり                                   | ①  | 危機管理室<br>都市整備部<br>大阪港湾局   | 津波浸水想定の見直しによる長期湛水解消の検討範囲の整理を行う。   | 左記の取組み達成状況をR5年度末に評価                              | II  |
| I                    | 4               | 密集市街地対策の推進    | ○地震発生時に、人的被害や建物被害を軽減するため、「大阪府密集市街地整備方針」及び「市整備アクションプログラム」に基づき、<br>・老朽住宅の除却や防火規制の強化などのまちの不燃化<br>・広幅員の道路等の整備・共助の応急体制を整える地域防災力の向上<br>・密集市街地の特長を活かし、新しい住民を呼び込むための暮らしやすいまちづくり（H30～）<br>・各地区のまちの安全性・事業進捗の見える化により、令和2年度までに「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消する。<br><br>【対象地区】（大阪市）優先地区、（堺市）新湊、（豊中市）庄内、豊南町、（守口市）東部、大日・八雲東町、（門真市）門真市北部、（寝屋川市）萱島東、池田・大利、香里、（東大阪市）若江・岩田、瓜生堂   | (1)まちの防災性の向上<br>1) 建物の不燃化の促進<br>・老朽建築物の除却・建替え等の促進<br>・防火規制の強化<br>2) 燃え広がりないまちの形成<br>・延焼遮断帯の整備<br>・延焼危険性を低減する地区内道路等の重点整備<br>・延焼危険性となる老朽建築物の重点除却<br>3) 避難いやまちの形成<br>・避難路等の整備、沿道建築物・ブロック塀の安全対策<br>・公園・防災空地等の整備推進<br>(2)地域防災力のさらなる向上<br>・技術者等の派遣による市の事業執行体制の強化 5市9名を派遣<br>・防火規制の強化（防災街区整備地区計画） 1市約49ha<br>(3) 地域防災力のさらなる向上<br>・延焼危険性の違いを5段階で示し、GISを用いてより分かりやすく解説したマップを更新<br>・土木事務所や市等と連携した防災講座、ワークショップ等を実施 3市3地区<br>・公園・防災空地等の整備推進<br>(2)地域防災力のさらなる向上<br>・まちの危険性の一層の見える化<br>・地域特性に応じた防災活動への支援の強化<br>・消防、大学、民間等と連携した防災啓発<br>(3)魅力あるまちづくり<br>・コミュニティ農園の整備 1市1地区<br>「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消状況<br>2,248ha (H24年度) → 895ha (R4年度末)<br>※R4年度…87ha解消 | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価                            | (1)まちの防災性の向上<br>・老朽建築物等除却 約390戸、道路整備 約 80m<br>・延焼遮断空間の確保（三国囲口線・寝屋川大東線） 道路用地の取得 約2,700m<br>・技術者等の派遣による市の事業執行体制の強化 5市9名を派遣<br>・防火規制の強化（防災街区整備地区計画） 1市約49ha<br>(2) 地域防災力のさらなる向上<br>・延焼危険性の違いを5段階で示し、GISを用いてより分かりやすく解説したマップを更新<br>・土木事務所や市等と連携した防災講座、ワークショップ等を実施 3市3地区<br>(3) 魅力あるまちづくり<br>・コミュニティ農園の整備 1市1地区<br>「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消状況<br>2,248ha (H24年度) → 895ha (R4年度末)<br>※R4年度…87ha解消 | 取り組み実績は左記のとおり                                   | ①  | 都市整備部<br>(旧住宅まちづくり部)      | (1)まちの防災性の向上<br>1) 建物の不燃化の促進<br>・老朽建築物の除却・建替え等の促進<br>2) 燃え広がりないまちの形成<br>・延焼遮断帯の整備<br>・延焼危険性を低減する地区内道路等の重点整備<br>・延焼危険となる老朽建築物の重点除却<br>3) 避難いやまちの形成<br>・避難路等の整備、沿道建築物・ブロック塀の安全対策<br>・公園・防災空地等の整備推進<br>(2) 地域防災力のさらなる向上<br>・まちの危険性の一層の見える化<br>・地域特性に応じた防災活動への支援の強化<br>・消防、大学、民間等と連携した防災啓発<br>(3) 魅力あるまちづくり<br>・まちの将来像の検討・提示<br>・道路等の基盤整備及び整備を契機としたまちづくりの推進<br>・民間主体による建替えが進む環境の整備<br>・地域ニーズに応じた空地の柔軟な活用によるみどりの創出 | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価                             | I   |
| I                    | 5               | 防火地域等の指定促進    | 都市の不燃化を促進するため、市町村に対し、防火・準防火地域の指定を働きかける。さらに、密集市街地においては、戸建住宅等の小規模な建築物の不燃化を促進するための防火規制（防災街区整備地区計画等）の導入を働きかける。   | 引き続き、市町村に対して、防火・準防火地域の指定について働きかけを行う。  | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価                            | ・府内全市町村（政令市除く）に対し、研修会を開催し、防火・準防火地域の指定について働きかけを行った。  | 取り組み実績は左記のとおり                                   | ①  | 大阪都市計画局                   | 引き続き、市町村に対して、防火・準防火地域の指定について働きかけを行う。  | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価                             | III |
| I                    | 6               | 消防用水の確保       | ○地震発生時に、火災による被害を軽減するため、消防用水の確保に向けた以下の取組みを市町村に働きかける。<br>・耐震性貯水槽の整備促進<br>・ため池や農業用水路の貯水を消防用水や生活用水への活用   | ①耐震性貯水槽をはじめとする消防水利について、国庫補助金の活用等による整備促進を市町村に働きかける。  | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価                            | ①耐震性貯水槽をはじめとする消防水利について、国庫補助金の活用等による整備促進を市町村に働きかけた。  | ①国庫補助金の活用 1件<br>(耐震性貯水槽)                        | ①  | 危機管理室<br>環境農林水産部          | ①耐震性貯水槽をはじめとする消防水利について、国庫補助金の活用等による整備促進を市町村に働きかける。  | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価                             | III |
| I                    | 7               | 地下空間対策の促進     | ○津波浸水想定区域内地下街等を有する全ての市町、地下街等の所有者又は管理者と連携して、水防法に準拠した、避難確保・浸水防止計画の作成や避難誘導等の訓練、地下出入口の止水対策等の着実な実行を施設管理者に働きかける。   | ・改訂されたガイドラインをもとに、地区部会等を開催し、各地区の地下空間浸水対策計画を改訂する。<br>・改訂されたガイドライン、地下空間浸水対策計画をもとに、取組状況の確認・充実がなされるよう、協議会（事務局：大阪市）を通じて施設管理者へ働きかける。   | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価                            | ・令和4年2月の大阪府による新たな浸水想定区域の指定を受け、大阪市において、令和4年5月より新たな浸水想定に対する避難情報等発令の運用を開始したことから、大阪市地下空間浸水対策協議会（府も参考）を開催（書面）し、ガイドラインを改訂した。<br>・大阪市地下空間浸水対策協議会（事務局：大阪市）を通じて避難確保・浸水防止計画が未策定であった施設の管理者へ計画策定の働きかけを行った。  | 取り組み実績は左記のとおり                                   | ①  | 危機管理室                     | ・地区部会等を開催し、改訂されたガイドラインを基に地下空間浸水対策計画を更新（改訂）する。   | 取り組み指標は左記のとおり                                    | IV  |
| I                    | 8               | ため池防災・減災対策の推進 | ○地震発生後に、ため池下流への影響を軽減するため、先行取組みとして、ため池の耐震診断の実施（H23から実施中）を進めており、H27年度に大阪府ため池防災・減災アクションプランを策定する。<br>○同プランに基づき、対象ため池の耐震診断を計画的に実施するとともに、診断結果を踏まえた必要な耐震対策を実施する。<br>○また、ソート対策も含めた総合的な減災対策を推進するため、対象ため池の所在市町村に対して、ため池ハザードマップの作成、住民周知及び活動実施後、ため池の決壊防止のために、ため池管理者が水位低下を実施した際、防災レーマーを設置しているため池では、現場へ赴くごとに水位を確認できるため、ため池管理者などの負担軽減につながった。市町村、ため池管理者に対し、防災レーマーの設置促進を図る。<br>・地震発生後、ため池の決壊防止のために、府や市町村職員によるため池の点検を実施した際、事前に損傷状況等の情報を把握できていれば、下流域への影響を踏まえた効率的な点検を実施することが可能であつた。地震発生後、下流への影響を踏まえた効率的な点検をするため、ため池管理者による簡単な点検実施とその結果の府・市町村への迅速な報告について、ため池管理者を対象とする研修会等を通じて指導していく。 | ①ため池防災・減災アクションプランに基づく耐震診断の実施<br>○診断結果を踏まえた、低水位管理や耐震補強等の必要な対策の実施<br>②対象ため池の所在市町村において、ハザードマップ作成・住民周知及び活用  | ①16箇所<br>②32箇所                                  | ①診断結果を踏まえた、低水位管理や耐震補強等の必要な対策の実施。<br>②対象ため池の所在市町村において、ハザードマップ作成や住民周知及び活用を行った。  | ①12箇所<br>②32箇所                                  | ①ため池防災・減災アクションプランに基づく耐震診断の実施<br>○診断結果を踏まえた、低水位管理や耐震補強等の必要な対策の実施<br>②対象ため池の所在市町村において、ハザードマップ作成・住民周知及び活用 | ①35箇所<br>②25箇所            | ①ため池防災・減災アクションプランに基づく耐震診断の実施<br>○診断結果を踏まえた、低水位管理や耐震補強等の必要な対策の実施<br>②対象ため池の所在市町村において、ハザードマップ作成・住民周知及び活用  | 4回   | I   |
| I                    | 9               | 防災農地の登録促進     | ○地震発生時に、避難地を確保するため、防災上の役割が期待できる農地について、市町村と連携し、「防災農地」の登録を促進する。  | ○各市の危機管理部局に対し、制度導入を働きかける（概ね8市/年）  | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価                            | ○市町村に対して資料提供により制度導入を働きかけた（1市）。泉佐野市が新たに防災農地の登録制度を制定。<br>○大阪府農業会議がR3年度から3カ年で農林水産省の公募事業「都市農業共生推進等地域支援事業（農山漁村振興交付金）」の採択を受け、防災協力農地の推進を行うことで、引き続き連携しながら事業を推進していく。   | 取り組み実績は左記のとおり                                   | ①  | 環境農林水産部                   | ○各市の危機管理部局に対し、制度導入を働きかける（概ね8市/年）<br>○大阪府農業会議が引き続き連携しながら事業を推進していく。   | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価                             | IV  |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

## 〔ミッション I〕巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| タブ<br>ショ<br>ン | No.<br>■は<br>重点 | アクション名                       | 内 容（新APより抜粋）  | 令和4年度の目標  | 取組み指標  | 令和4年度の実績   | 取組み指標   | 進捗<br>評価                                     | 担当部局   | 令和5年度の取組み予定  | 取組み指標                    | 分類  |
|---------------|-----------------|------------------------------|---|---|--|--|---|--|--|--|--------------------------|-----|
|               |                 |                              |   |   |  | 左記の取組みの達成状況をR4<br>年度末に評価   | 左記の取組みの達成状況をR4<br>年度末に評価  |  |  | 左記の取組みの達成状況をR5<br>年度末に評価   |                          |     |
| I             | 10              | 府有建築物の耐震化の推進                 | <p>○地震発生時に、府有建築物の被害を軽減し、府民・利用者の安全と府厅業務の継続性を確保するため、「住宅建築物耐震10年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画H28～R7）」において示す耐震化への取組みの基本的な考え方を踏まえ、「新・府有建築物耐震化実施方針」をH28.8月に策定し、耐震化対策を実施する。</p> <p>・府有建築物では、外装材等の脱落、破損の被害があり、業務継続は可能であったものの、発災直後は、施設運営に混乱が生じた施設があったため、「新・府有建築物耐震化実施方針」に基づき、構造体の耐震安全性の確保はもとより、天井、外装材等の2次構造部材の耐震化を推進する。</p>  | <p>「新・府有建築物耐震化実施方針」に基づき耐震化を推進</p> <p>①府営住宅<br/>「大阪府営住宅ストック活用事業計画」に基づき耐震化を推進（耐震改修事業、建替事業等）</p> <p>②その他的一般建築物<br/>「府有建築物耐震化事業計画」により個別の進捗管理を行い、耐震化を推進</p> <p>・特定天井部会において、施設所管課及び施設管理者と課題を共有し、特定天井の耐震化の促進を図る。</p>   | 左記の取組みの達成状況をR4<br>年度末に評価   | <p>「新・府有建築物耐震化実施方針」に基づき耐震化を推進</p> <p>①府営住宅<br/>「大阪府営住宅ストック活用事業計画」に基づき耐震化を推進（耐震改修事業、建替事業等）</p> <p>②その他的一般建築物<br/>「府有建築物耐震化事業計画」により個別の進捗管理を行い、耐震化を推進</p> <p>・特定天井部会において、施設所管課及び施設管理者と課題を共有し、特定天井の耐震化の促進を図る。</p>  | R4年度未耐震化率<br>①96.5%（R3:94.0%）<br>＜戸数ベース＞<br>96.7%（R3:96.0%）<br>R12目標：概ね解消<br>(R7目標：98%以上)<br>②95.8%（R3:96.0%）<br>府有建築物全体<br>97.7%（R3:96.1%）<br>R2目標：95%以上<br>R7目標：概ね解消                            | ①  | 都市整備部<br>(旧住宅まちづくり部)   | <p>「新・府有建築物耐震化実施方針」に基づき耐震化を推進</p> <p>①府営住宅<br/>「大阪府営住宅ストック活用事業計画」に基づき耐震化を推進（建替事業等）</p> <p>②その他的一般建築物<br/>「府有建築物耐震化事業計画」により個別の進捗管理を行い、耐震化を推進</p> <p>・特定天井部会において、施設所管課及び施設管理者と課題を共有し、特定天井の耐震化の促進を図る。</p> | 左記の取組みの達成状況をR5<br>年度末に評価 | III |
| I             | 11              | 学校の耐震化<br>(府立学校、市町村立学校、私立学校) | <p>○地震発生時に、児童・生徒の安全確保と学校の建物被害を軽減するため、「大阪府住宅・建築物耐震10年戦略（H18～27）」に基づき、耐震化対策を実施中であり、H27年度までに、府立学校（高等学校、支援学校）については、耐震化率100%をめざす。</p> <p>・また、H28年度以降については、「住宅建築物耐震10年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画H28～R7）」に基づき、以下の取組みを進めます。</p> <p>・市町村立学校（小中学校等）については、R2年度までに耐震化が完了するよう、市町村教育委員会に対して、耐震化の完了を働きかける。</p> <p>・私立学校については、R2年度までに、耐震化率約95%以上となるよう、学校設置者（学校法人等）に対して耐震化を働きかける。</p> <p>・吊り天井等、2次構造部材の耐震化については、府立学校において、H30年度完了に向け、計画的改修に努めるとともに、市町村立学校、私立学校についても改修を働きかける。</p> <p>・地震によるブロック塀の倒壊で死亡事故が発生し、ブロック塀の安全性が問わることとなつたため、調査の結果を踏まえ、不適合のあったブロック塀について優先順位付けを行い、順次撤去等を行う。</p> <p>・地震・台風によりほぼすべての府立学校で被害が発生した。今後、起これば大規模災害に備え、府立学校の安全点検について、学校職員による日常的点検に 加え、建築基準法第12条に基づき、設計事務所等に委託して点検を実施しているが、今後、今回の被災状況等を踏まえ、調査内容を追加し、点検を行なうことについて検討していく。また、より速やかな業務実施に向け、専門家との連携を検討する。</p> <p>・被害の中には、施設の老朽化が原因の一つと考えられるものがあつたため、府立学校の老朽化対策について、令和元年度に「府立学校施設の長寿命化に関する方針」を策定予定としており、万計の策定にあつては、この度の地震・台風による被災状況等をふまえ、検討していく。</p> | <p>(市町村立学校)</p> <p>○市町村立学校（小中学校等）について、市町村教育委員会に対して、耐震化の完了に向けての働きかけを実施する。</p> <p>(私立学校)</p> <p>○学校に対して、耐震化の取り組み状況や対応方針などをヒアリングする等、耐震化率の向上に向けての働きかけを実施する。</p> <p>・市町村立学校（小中学校等）については、R2年度までに耐震化が完了するよう、市町村教育委員会に対して、耐震化の完了を働きかける。</p> <p>・私立学校については、R2年度までに、耐震化率約95%以上となるよう、学校設置者（学校法人等）に対して耐震化を働きかける。</p> <p>・吊り天井等、2次構造部材の耐震化については、府立学校において、H30年度完了に向け、計画的改修に努めるとともに、市町村立学校、私立学校についても改修を働きかける。</p> <p>・地震によるブロック塀の倒壊で死亡事故が発生し、ブロック塀の安全性が問わることとなつたため、調査の結果を踏まえ、不適合のあったブロック塀について優先順位付けを行い、順次撤去等を行う。</p> <p>・地震・台風によりほぼすべての府立学校で被害が発生した。今後、起これば大規模災害に備え、府立学校の安全点検について、学校職員による日常的点検に 加え、建築基準法第12条に基づき、設計事務所等に委託して点検を実施しているが、今後、今回の被災状況等を踏まえ、調査内容を追加し、点検を行うことについて検討していく。また、より速やかな業務実施に向け、専門家との連携を検討する。</p> <p>・被害の中には、施設の老朽化が原因の一つと考えられるものがあつたため、府立学校の老朽化対策について、令和元年度に「府立学校施設の長寿命化に関する方針」を策定予定としており、万計の策定にあつては、この度の地震・台風による被災状況等をふまえ、検討していく。</p>                                 | <p>左記の取組みの達成状況をR4<br/>年度末に評価</p> <p>令和4年度に大阪市から移管される高等学校施設において、施設の劣化状況等を調査し、本府の方針と照合して対策を検討する。</p> <p>・一般社団法人大阪府建築士事務所協会と、R1年度に締結した「災害時における府立学校に関する被害状況調査・設計等業務に係る協定」に基づき、引き続き、協会との連携および協力事務所の充実を図る。</p> <p>・R2年度に策定した「府立学校施設の長寿命化に関する方針」を踏まえた「実施計画」（R3年度からの5年間）に基づき、府立学校施設長寿命化事業を実施した。</p> <p>【改修内容】<br/>屋根・外壁等外部改修、受変電設備改修、消火設備改修、給排水設備改修、昇降機改修等</p> | <p>左記の取組みの達成状況をR4<br/>年度末に評価</p> <p>（府立学校）<br/>・令和4年度に大阪市から移管された高等学校施設において、施設の劣化状況等を調査した。今後、本府の方針と照合して対策を検討する。<br/>・一般社団法人大阪府建築士事務所協会と、R1年度に締結した「災害時における府立学校に関する被害状況調査・設計等業務に係る協定」に基づき、協力事務所と連絡体制の整備に努めた。<br/>・R2年度に策定した「府立学校施設の長寿命化に関する方針」を踏まえた「実施計画」（R3年度からの5年間）に基づき、府立学校施設長寿命化事業を実施した。</p>  | ○耐震化率 R4.4.現在<br>（市町村立学校）<br>・市町村立学校（小中学校等）について、市町村教育委員会に対して、耐震化の完了に向けての働きかけを実施した。<br>（私立学校）<br>・耐震化ができない学校に対して、耐震化への取り組み状況や今後の方針等のヒアリングを実施した。<br>○国庫補助金の活用等の相談に応じ、府内私立学校施設の耐震化率の向上に向けて働きかけを実施した。 | ①  | 都市整備部<br>(旧住宅まちづくり部)<br>教育庁  | <p>(市町村立学校)</p> <p>○市町村立学校（小中学校等）について、市町村教育委員会に対して、耐震化の完了に向けての働きかけを実施する。</p> <p>(私立学校)</p> <p>○学校に対して、耐震化の取り組み状況や対応方針などをヒアリングする等、耐震化率の向上に向けての働きかけを実施する。</p>  | 左記の取組みの達成状況をR5<br>年度末に評価 | III |
| I             | 12              | 病院・社会福祉施設の耐震化                | <p>○地震発生時に、入院患者や入所者の安全を確保し、病院・社会福祉施設等の建物被害を軽減するため、「住宅建築物耐震10年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画H28～R7）」に基づき、耐震化対策を進め、補助制度のさらなる活用を図る等、建物所有者に耐震化を働きかける。</p> <p>・一部の老朽化した病院の施設一部破損等により、医療提供に支障が生じたことから、国庫補助制度の周知や活用を図りながら、病院の耐震化促進に向けた取組みを支援する。</p>   | <p>・国補助制度の周知や活用を図りながら、病院・社会福祉施設の耐震化の促進を図る。</p> <p>・R4年の病院耐震化率においては、震化率73%を目標に促進を図る。</p>   | <p>左記の取組みの達成状況をR4<br/>年度末に評価</p>   | <p>・社会福祉施設の耐震化率 89.7%（令和2年3月31日時点）<br/>・3病院に対して補助金を交付し耐震改修工事を実施している。</p>   | <p>社会福祉施設の取組み実績<br/>(H31.3.31 86.9%、→R2.3.31 89.7%)<br/>耐震化率の向上<br/>(R3 71.3%、→R4 72.9%)</p>  | ①  | 福祉部<br>健康医療部<br>都市整備部<br>(旧住宅まちづくり部)   | <p>・国補助制度の周知や活用を図りながら、病院・社会福祉施設の耐震化の促進を図る。</p> <p>・R5年の病院耐震化率においては、震化率74%を目標に促進を図る。</p>  | 左記の取組みの達成状況をR5<br>年度末に評価 | III |
| I             | 13              | 民間住宅・建築物等の耐震化の促進             | <p>○地震発生時に、民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、「住宅建築物耐震10年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画H28～R7）」に基づき、耐震改修に加え、建替え、除却、住替え等さまざまな取組みによって木造住宅、分譲マンション及び多数の者が利用する建築物等の耐震化や建物所有者等に働きかける。</p> <p>○また、民間住宅・建築物の所有者が耐震化の重要性を理解し、取組みが進められるよう、確実な普及啓発を進める。</p> <p>○大阪府北部を震源とする地震の被害状況と全国における耐震診断義務化建築物の目標設定、また、南海トラフ巨大地震の発生確率が引き上げられた切迫した状況を踏まえ、更なる耐震化の取組みについて、H30年7月大阪府耐震改修促進計画審議会に諮問し、以降審議している。</p> <p>○審議会からの答申を踏まえ、「住宅建築物耐震10年戦略・大阪」を改定し、新たな目標及び推進方策を位置づけ、更なる耐震化の促進に取り組んでいく。</p> <p>・北部地震では、5万棟を超える住宅の被害が発生した。危険な住宅・建築物を着実かつ早急に減らすため、更なる耐震化の促進のための取組みを進めていく。</p> <p>〈空き家対策〉<br/>・北部地震など度重なる災害による被害を受けて、周辺に危険を及ぼす恐れるある状態まで一気に悪化した空家が生じた。</p> <p>・所有者への迅速な連絡など、対応する市町村の課題が明らかになり、災害時の空家対策の強化が求められる。</p> <p>・災害時の空家対策の強化を図るために、災害時の業務円滑化に向けた対応策や事例等をまとめた技術的助言を策定し、市町村に対する支援を行なうとともに、相談窓口の周知等、意識啓発の取組みを進めていく。</p> <p>(参考)「空家総合戦略・大阪2019」</p>   | <p>○住宅建築物耐震化実施方針に基づき耐震化を推進</p> <p>①木造住宅の耐震化<br/>・市町村及び事業者等と連携し、所有者に対し個別訪問やDM等により直接的に働きかけるとともに、リフォームの機会を捉えた普及啓発を進める。<br/>②分譲マンションの耐震化<br/>・市町と連携し、管理組合に対して個別訪問やDM等により確実な普及啓発を行った。また、リフォーム事業者と連携できる耐震診断技術者の紹介制度の運用を開始し、リフォーム事業者を対象とした講習会等での講演や啓発チラシの配布など、事業者から所有者への働きかけを促す取組みを行なった。</p> <p>③分譲マンションの耐震化<br/>・市町と連携し、管理組合に対して個別訪問やDM等により確実な普及啓発を行った。また、リフォーム事業者と連携できる耐震診断技術者の紹介制度の運用を開始し、リフォーム事業者を対象とした講習会等での講演や啓発チラシの配布など、事業者から所有者への働きかけを促す取組みを行なった。</p> <p>④空き家対策<br/>・市町と連携し、管理組合に対して個別訪問やDM等により確実な普及啓発を行なった。また、リフォーム事業者と連携できる耐震診断技術者の紹介制度の運用を開始し、リフォーム事業者を対象とした講習会等での講演や啓発チラシの配布など、事業者から所有者への働きかけを促す取組みを行なった。</p> <p>・市町に対して補助制度の創設を働きかける。</p> <p>○耐震診断が義務付けられた大規模建築物<br/>・所管行政庁と連携し、建物所有者に対して、アンケート調査・個別訪問等を行い、耐震化の高さや、課題等を把握し、状況に応じて、耐震診断・改修相談窓口の案内や、耐震改修に関する説明会の開催案内、補助制度・税制優遇、耐震改修事例紹介等を行い耐震化を促進する。</p> <p>〈空き家対策〉<br/>・災害時の業務円滑化の取組みに向けた市町村向けマニュアルについて、引き続き周知を行う。</p> | <p>左記の取組みの達成状況をR4<br/>年度末に評価</p> <p>左記の取組みの達成状況をR4<br/>年度末に評価</p>  | <p>○住宅<br/>①木造住宅の耐震化<br/>・耐震性が不足する木造戸建住宅に対し、市町村及び民間事業者（まちある事業者等）と連携し、個別訪問やDM等により確実な普及啓発を行なった。また、リフォーム事業者と連携できる耐震診断技術者の紹介制度の運用を開始し、リフォーム事業者を対象とした講習会等での講演や啓発チラシの配布など、事業者から所有者への働きかけを促す取組みを行なった。</p> <p>②分譲マンションの耐震化<br/>・市町と連携し、管理組合に対して個別訪問やDM等により確実な普及啓発を行なった。また、リフォーム事業者と連携できる耐震診断技術者の紹介制度の運用を開始し、リフォーム事業者を対象とした講習会等での講演や啓発チラシの配布など、事業者から所有者への働きかけを促す取組みを行なった。</p> <p>③分譲マンションの耐震化<br/>・市町と連携し、管理組合に対して個別訪問やDM等により確実な普及啓発を行なった。また、リフォーム事業者と連携できる耐震診断技術者の紹介制度の運用を開始し、リフォーム事業者を対象とした講習会等での講演や啓発チラシの配布など、事業者から所有者への働きかけを促す取組みを行なった。</p> <p>④空き家対策<br/>・市町と連携し、管理組合に対して個別訪問やDM等により確実な普及啓発を行なった。また、リフォーム事業者と連携できる耐震診断技術者の紹介制度の運用を開始し、リフォーム事業者を対象とした講習会等での講演や啓発チラシの配布など、事業者から所有者への働きかけを促す取組みを行なった。</p> <p>○耐震診断が義務付けられた大規模建築物<br/>・所管行政庁と連携し、建物所有者に対して、アンケート調査・個別訪問等を行い、耐震化の高さや、課題等を把握し、状況に応じて、耐震診断・改修相談窓口の案内や、耐震改修に関する説明会の開催案内、補助制度・税制優遇、耐震改修事例紹介等を行い耐震化を促進する。</p> <p>〈空き家対策〉<br/>・災害時の業務円滑化の取組みに向けた市町村向けマニュアルについて、引き続き周知を行う。</p> | ①   | 都市整備部<br>(旧住宅まちづくり部)<br>都市整備部<br>(旧住宅まちづくり部) | <p>○住宅<br/>①木造住宅の耐震化<br/>・市町村及び民間事業者等と連携し、所有者に対し個別訪問やリフォーム等により直接的に働きかけるとともに、リフォームの機会を捉えた普及啓発を進める。<br/>②分譲マンションの耐震化<br/>・市町と連携し、管理組合に対して個別訪問等により耐震化を働きかけるとともに、セミナー等の開催により、耐震化の重要性について普及啓発を行う。<br/>・市町に対して補助制度の創設を働きかける。</p> | 左記の取組みの達成状況をR5<br>年度末に評価   | III                      |     |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

## 〔ミッション I〕巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| タブ<br>ショ<br>ン | No.<br>■は<br>重点 | アクション名                    | 内 容（新APより抜粋）   | 令和4年度の目標   | 取組み指標                | 令和4年度の実績   | 取組み指標        | 進捗<br>評価 | 担当部局   | 令和5年度の取組み予定   | 取組み指標                | 分類  |
|---------------|-----------------|---------------------------|--|--|----------------------|--|--------------|----------|--|---|----------------------|-----|
|               |                 |                           |  |  |                      |  |              |          |  |   |                      |     |
| I             | 14              | 民間ブロック塀等の安全対策             | ○ブロック塀所有者等に対して、建築基準法の規定の遵守の周知徹底などをより、耐震化について普及啓発する。<br>○民間のブロック塀等の所有者に除却費用の補助を行う市町村に対し、期限を設けて緊急に補助（H30～R1）を行い、危険なブロック塀等の除却を促進する。<br>○既存の危険なブロック塀や新設するブロック塀等に対して、建築基準法に基づく指導等を行う。<br><br>・北部地震では、ブロック塀等の転倒や倒壊が多数生じ、死傷者が出了。<br>・引き続き、改善されていないブロック塀については、引き続き危険性を考慮の上、優先順位付けを行い、市町村と連携し改善されていない塀に対しては勧告等も視野に指導を強化する。<br>・引き続き新設するブロック塀について、リーフレットで安全確保の周知・啓発を行っていく。           | ・市町村と連携し、民間の危険なブロック塀等の所有者に対し、普及啓発を行うことにより、安全対策を推進する。   | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | ・民間の危険なブロック塀等の所有者に対し、市町村と連携し安全対策の普及啓発及び検討を行った。   | 取組み実績は左記のとおり | ①        | 都市整備部（旧住宅まちづくり部）                                       | ・市町村と連携し、民間の危険なブロック塀等の所有者に対し、普及啓発等を行うことにより、安全対策を推進する。   | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | I   |
| I             | 15              | 住宅の液状化対策の促進               | ○地震発生時に、液状化による建物被害を軽減するため、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会、大阪建築防災センターに設置した相談窓口において、相談を実施  | ・引き続き、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会、大阪建築防災センターに設置した相談窓口において、相談を実施  | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | ・大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会、大阪建築防災センターに設置した相談窓口において、相談を実施した。  | 取組み実績は左記のとおり | ①        | 危機管理室<br>都市整備部（旧住宅まちづくり部）                              | ・引き続き、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会、大阪建築防災センターに設置した相談窓口において、相談を実施   | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | IV  |
| I             | 16              | 的確な避難勧告等の判断・伝達支援          | ○河川氾濫、土砂災害、高潮や津波が想定される市町村において、的確な避難勧告等の判断及び住民への情報伝達を行つたためのマニュアルの策定・充実が図られるよう、情報提供を行うなど、市町村の取組みを支援する。<br><br>・大阪府北部を震源とする地震など、度重なる災害により各市町村では、マニュアル等に基づき避難勧告、指示を行つた。その際の課題や問題点について検証を行い、必要に応じマニュアルの改訂を行つ。<br><br>・各市町村の防災担当者に対する各種の防災気象情報を適切に理解・活用し、適切なタイミングでの体制強化、避難に関する判断を行うなど防災対応力の向上を図る。  | ・引き続き、新たな避難情報の発令基準マニュアル策定について市町村支援を行う。   | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | ・新たな避難情報の発令基準マニュアル策定について市町村支援をした結果3市町村においてマニュアルの策定がされた。  | 取組み実績は左記のとおり | ①        | 危機管理室  | ・引き続き、新たな避難情報の発令基準マニュアル策定について市町村支援を行う。  | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | III |
| I             | 17              | 地震・津波ハザードマップ等の作成（改訂）支援・活用 | ○地震発生時に起つる建物倒壊、火災延焼や津波等の危険性について、住民が正確な知識・情報をもち、的確な避難行動につながるよう、市町村に対して、各種災害に対応するハザードマップの作成・改訂を働きかける。<br>○地震・津波ハザードマップを活用した防災訓練の実施を働きかける。<br>○地震・津波ハザードマップを活用した府民の防災意識向上や住宅の耐震化意欲等の向上を図る。<br><br>・西日本豪雨では、岡山県倉敷市の真備町において、洪水ハザードマップが策定されているにもかかわらず、これを知らない住民に被害が出るなど、ハザードマップ周知の重要性が再認識された。市町村に対して、各種災害に対応するハザードマップの作成・改訂及びそれを活用した避難訓練の実施について、更なる働きかけを行う。                      | ・様々な啓発ツール（防災講演、防災ツイッター、府のホームページ等）を用い、継続的にハザードマップの有効性を伝え、府民の適切な避難行動につながるよう働きかける。  | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | ・様々な啓発ツール（防災講演、防災ツイッター、府のホームページ等）を用い、継続的にハザードマップの有効性を伝え、府民の適切な避難行動につながるよう働きかけた。  | 取組み指標は左記のとおり | ①        | 危機管理室<br>都市整備部（旧住宅まちづくり部）<br>危機管理室<br>都市整備部（旧住宅まちづくり部） | ・様々な啓発ツール（防災講演、防災ツイッター、府のホームページ等）を用い、継続的にハザードマップの有効性を伝え、府民の適切な避難行動につながるよう働きかける。   | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | IV  |
| I             | 18              | 堤外地の事業所の津波避難対策の促進         | ○津波発生時に、堤外地にある事業所関係者が迅速に避難できるよう、津波により浸水が想定される事業所等に対し、津波避難計画の作成や避難訓練の実施を働きかける。  | 津波避難計画に基づく訓練の実施を働きかける。   | 堤外地の事業者を含む津波避難訓練を実施  | 沿岸市町に対し、堤外地を含んだ総合防災訓練の実施を働きかけた結果、高石市、岸和田市の2市で訓練を実施した。  | 取組み指標は左記のとおり | ①        | 大阪港湾局  | 津波避難計画に基づく訓練の実施を働きかける。  | 堤外地の事業者を含む津波避難訓練を実施  | IV  |
| I             | 19              | 沿岸漁村地域における防災対策            | ○地震発生時に、沿岸漁村地域における人の被害や火災被害を軽減するため、集中取組期間中に、住民が広域避難を行つた一時避難地となる広場等や耐震性防火水槽を整備するとともに、一時避難地を活用した避難訓練の実施を継続して働きかける。   | コロナ対策を踏まえた、一時避難地を活用した避難訓練の実施を継続して働きかける。  | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | 避難訓練実施の働きかけ等は新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ見送ったものの、泉佐野市の防潮施設等操作訓練において、同市等と連携し、事前調整や訓練当日の協力等を行つた。   | 取組み指標は左記のとおり | ①        | 環境農林水産部  | 一時避難地を活用した避難訓練等の実施を継続して働きかける。   | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | II  |
| I             | 20              | 船舶の津波対策の推進                | ○港内に停泊中の船舶等の津波被害の軽減を図るために、集中取組期間中に船舶の動描シミュレーションの結果等を踏まえ、船舶の港外避難や避難でなかった場合の係留強化の手順などを関係機関とともに検討するとして、民間事業者に対してこれらをまとめた対応マニュアル策定を支援する。また、関係機関と連携した訓練に参画する。   | 年1回の関係機関と連携した訓練に参画する。  | 年1回の訓練に参画            | 年1回の関係機関と連携した訓練に参画した。  | 年1回の訓練に参画    | ①        | 危機管理室<br>大阪港湾局   | 年1回の関係機関と連携した訓練に参画する。   | 年1回の訓練に参画            | IV  |
| I             | 21              | 石油コンビナート防災対策の促進           | ○大阪府石油コンビナート等防災計画に基づき、ハード・ソフト対策が進むよう、事業者への働きかけ・必要な支援を行う。<br><ハード対策例><br>・油漏れ止抑制のための緊急遮断弁の設置<br>・危険物タンクの津波による移動抑制のための管理油高（下限）の見直し<br>・泡消火薬剤の計画的な備蓄など<br><ソフト対策例><br>・津波避難計画の作成・見直し<br>・防災訓練の充実<br>・津波避難情報の提供など<br><br>・被災した特定事業者から、被害の報告が得られなかつたため、連絡体制の再度の周知徹底を図る。<br><br>・大阪府石油コンビナート等防災計画に、台風の高潮・強風による災害について、情報収集、応急活動の具体的方法等を定めていかつたため、地域防災計画に基づく対応とも連携した情報収集、応急活動等を行う。 | ○特定事業者による対策計画の進行管理<br>・第2期対策計画（H30～R2）の実績をとりまとるとともに、第3期対策計画（R3～R5）の実施計画書を作成し公表する。<br>・第3期対策計画に基づき、緊急遮断弁の設置及びその代替措置、重要施設等の浸水対策、津波避難計画の見直しなどの取組みを促進する。<br>○津波避難に関する啓発<br>・特定事業者以外の事業者が津波避難計画を作成できるよう、津波避難に関する啓発資料の作成・送付等を行つ。<br>○泡消火薬剤の計画的な備蓄など<br>・未作成事業者が多い地域に直接訪問し、計画策定を促した。<br>○泡消火薬剤の計画的な更新<br>・泡消火薬剤を6.5ドロップ購入した。<br>・R4年度中に廃棄を求めていたもの、経年劣化したもの併せて約38キロリットルを廃棄した。<br>○高石大橋のアクセス情報システムの運営管理と、上記津波避難に関する啓発資料にシステム紹介を掲載し、周知・広報を行つた。<br>○関係機関、特定事業者と連携し、実動訓練と図上訓練を組み合わせた初動対応訓練を実施した。<br><br>○地域防災計画に基づく対応とも連携した情報収集を行つた。 | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | ○特定事業者による対策計画の進行管理<br>・第3期対策計画（R3～R5）のR4年度実績を取りまとめ、公表した。<br>・小規模屋外貯蔵タンクの津波・水害対策工法に係るガイドラインについて専門家による講演を実施し、特定事業者に対する情報提供を行つた。<br>・他コントナート地域の事例について共有することとし、千葉県の職員による防災・減災対策に関する講演を実施した。<br>○津波避難に関する啓発<br>・事業者向けアーケードを避難計画の作成状況（既作成と未作成）に分けて実施（啓発資料同封）。既作成事業者には、備蓄等の充実、未作成事業者等には、津波への備え（軽易な計画策定）を促す内容とした。<br>・未作成事業者が多い地域に直接訪問し、計画策定を促した。<br>○泡消火薬剤の計画的な更新<br>・泡消火薬剤を6.5ドロップ購入した。<br>・R4年度中に廃棄を求めていたもの、経年劣化したもの併せて約38キロリットルを廃棄した。<br>○高石大橋のアクセス情報システムの運営管理と、上記津波避難に関する啓発資料にシステム紹介を掲載し、周知・広報を行つた。<br>○関係機関、特定事業者と連携し、実動訓練と図上訓練を組み合わせた初動対応訓練を実施した。<br><br>○地域防災計画に基づく対応とも連携した情報収集を行つた。 | 取組み実績は左記のとおり | ①        | 危機管理室  | ○特定事業者による対策計画の進行管理<br>・第3期対策計画（R3～R5）のR4年度実績を取りまとめ、公表する。<br>・第3期対策計画に基づき、緊急遮断弁の設置及びその代替措置、重要施設等の浸水対策、津波避難計画の見直しなどの取組みを促進する。<br>・第3期対策計画期間終了後の取組内容や進行管理の方法について検討する。<br>・第1～3期対策計画（H27～R5）における取組を恒久的なものとして位置づけるガイドラインを策定する。<br>○津波避難に関する啓発<br>・特定事業者以外の事業者が津波避難計画を作成できるよう、津波避難に関する啓発資料の作成・送付等を行つ。未作成事業者に対して直接訪問し、計画策定を促す。<br>○泡消火薬剤の計画的な更新<br>・泡消火薬剤を6.5ドロップ購入。<br>○高石大橋のアクセス情報提供に係る周知・広報の実施<br>○関係機関、特定事業者と連携した防災訓練の実施 | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | IV  |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

## 〔ミッション I〕巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| タスク<br>ショ<br>ーク<br>ン | No.<br>■は<br>重点 | アクション名                              | 内 容（新APより抜粋）  | 令和4年度の目標  | 取組み指標   | 令和4年度の実績  | 取組み指標  | 進捗<br>評価 | 担当部局  | 令和5年度の取組み予定   | 取組み指標                | 分類  |
|----------------------|-----------------|-------------------------------------|---|---|---|---|--|----------|---|---|----------------------|-----|
|                      |                 |                                     |   |   |   |   |  |          |   |   |                      |     |
| I                    | 22              | 地域防災力強化に向けた<br>自主防災組織の活動支援          | ○地域防災力の向上に向け、自主防災組織のリーダー育成研修等を市町村との共催により自主防災組織リーダー育成研修を府内8カ所で実施し、自ら連携して、津波浸水想定区域にある、すべての自主防災組織のリーダーが研修を受講する機会を設ける他、地域の自主防災組織の中核となる人材の育成に努める。<br>○先行取組として、H26年度からの3年間で、沿岸市町が行う自主防災組織への災害時避難用資機材の配備を支援する。<br><br>・自主防災組織による避難所運営の仕組みが未整備であったため、市職員が長期にわたり運営に従事したことから、他の災害対応業務要員が不足する事態が生じた。また、高齢化により、従来のような「共助」の仕組みが機能しないことが考えられる。避難所運営など「共助」の取組みを推進するため、企業、NPO、ボランティアや消防団、自主防災組織等との連携促進を図る。  | 市町村との共催により自主防災組織リーダー育成研修を府内8カ所で実施し、自ら連携して、津波浸水想定区域にある、すべての自主防災組織のリーダーが研修を受講する機会を設ける他、地域の自主防災組織の中核となる人材の育成に努める。  | ①左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価   | ①自主防災組織リーダー育成研修にワークショップ形式のカリキュラムを加え、内容の充実を図り、府内8カ所で実施した。  | 受講者299名（Web講習含む）   | ①        | 危機管理室   | 市町村との共催により自主防災組織リーダー育成研修を府内8カ所で実施し、自主防災組織の中核となる人材の育成及び資質向上を図ることを目的に、リーダーの育成を支援する。   | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | II  |
| I                    | 23              | 地域防災力強化に向けた<br>消防団の活動強化             | ○消防団が、災害時の避難誘導、救助活動等の役割を一層果たせるよう、先行取組として、平成26年度からの3年間で、消防団の急救救助等のための装備の整備補助等により、地域防災力の強化につながる消防団組織の活動強化を支援する。また、平成29年度以降は、地域防災基金を活用して大阪府消防大会に出場する消防団の訓練資機材整備補助を行い、消防団活動を支援する。<br>○あわせて、地域防災力の強化に向けた先行取組として、府立消防学校における中堅幹部団員の教育訓練内容の改訂に取り組んでおり、平成26年度に试行実施、平成27年度から本格実施する。<br>○また、全ての市町村で消防団と住民・自主防災組織が連携した地域防災訓練を行われる様に働きかける。   | ○消防団の活動強化による消防団訓練活動の充実<br>②消防学校における教育訓練の実施<br>③消防団と住民・自主防災組織が連携した地域防災訓練の継続的実施に向けた働きかけ<br>④消防団の充実強化に向けた新たな取組み（大阪府消防団充実強化研究会等）  | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価  | ①地域防災基金の活用による消防団訓練活動の充実を図った。<br>②消防学校において、R4年度消防団員教育訓練実施計画に基づき、「基礎教育」「幹部科」「機関科」の教育訓練を実施した。<br>③消防団と住民・自主防災組織が連携した地域防災訓練が各市町村で実施された。<br>④消防団の充実強化のために大阪府消防団充実強化研究会を実施した。<br>○「基礎教育」…500名<br>○「幹部科初級」…346名<br>○「機関科」…81名<br>○「救助資機材講習」…31名  | ①R4年度消防団員教育訓練実施計画に基づき「基礎教育」「幹部科」「機関科」の教育訓練を実施した。<br>②消防団と住民・自主防災組織が連携した地域防災訓練の継続的実施に向けた働きかけ<br>③消防団の充実強化のために大阪府消防団充実強化研究会を実施した。<br>○「基礎教育」…500名<br>○「幹部科初級」…346名<br>○「機関科」…81名<br>○「救助資機材講習」…31名 | ①        | 危機管理室   | ①地域防災基金の活用による消防団訓練活動の充実<br>②消防学校における教育訓練の実施<br>③消防団と住民・自主防災組織が連携した地域防災訓練の継続的実施に向けた働きかけ  | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | IV  |
| I                    | 24              | 地域防災力強化に向けた<br>女性消防団員の活動支援          | ○消防団において、今後より大きな役割が期待される女性消防団員の活動支援に向け、H27年度からの3年間（集中取組期間）に、女性ができるやすい資機材の装備補助や救命処置等の能力向上のための講習等を実施する。<br>○また、H29年度以降は、地域防災基金を活用して全国女性消防操法大会に出場する女性消防団の訓練資機材整備補助を行い、その活動を支援する。   | ①女性消防団連絡会議等を開催し、女性消防団員の活性化<br>②消防庁の事業活用などによる訓練活動の充実   | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価  | ①府内市町村において女性消防団員を採用している消防団及び女性消防団員数が増加した。また、女性消防団連絡会議や女性消防団員研修会において、女性消防団員の活性化を図った。<br>②大阪府消防協会から女性消防団員を採用している団体に、消防団員の活動支援として助成した。   | 女性消防団員：R3.4.1 261人⇒R4.4.1 268人（対前年比：+8人）<br>女性団員を採用している市町村数：R3.4.1 25市町⇒R3.4.1 26市町（対前年比：+1団体）<br>③R4年度については、全国消防大会への女性団員の出場がなかったため、補助金交付せず。   | ①        | 危機管理室   | ①女性団員の活躍PR等による女性消防団員の加入促進<br>女性消防団連絡会議や女性消防団員研修会等において、女性消防団員の活性化を図る。<br>②地域防災基金や消防庁の事業活用などによる訓練活動の充実  | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | III |
| I                    | 25              | 地域防災力の強化に向けた<br>消防団に対する府民理解<br>連携促進 | ○消防団に対する府民理解を促進するため、H27年度からの3年間（集中取組期間中）に、消防団活動のPR（映像制作やポスター・コール等）の普及啓発・理解促進事業を実施するとともに、市町村と連携して消防団への加入促進を働きかける。  | ①消防団活動への府民理解の促進<br>②大阪府消防団充実強化研究会で「消防団PR活動」に関する課題を抽出し、消防団の充実強化策を協議  | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価  | ①消防庁発行のポスター・リーフレット等の掲示等による府民への理解促進を図った。<br>②府内消防団員約10,000人を維持。<br>③令和4年度大阪府消防団充実強化研究会において、消防団の認知度向上のため、「広報」をテーマに研究やイベントを行った。  | ○府内消防団員約10,000人を維持。R4.4.1 10,097人  | ①        | 危機管理室   | ①消防団活動への府民理解の促進<br>②大阪府消防団充実強化研究会で消防団の充実強化策を協議  | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | III |
| I                    | 26              | 地域防災力強化に向けた<br>水防団組織の活動強化           | ○風水害への対応をはじめ、地域の防災に大きな役割を果たしている水防団が津波等の水防活動を円滑に行えるよう、資機材の充実を図るなど、水防団組織の活動強化を支援するとともに、市町村と連携して加入促進を働きかける。<br>○また、全ての水防団で住民・自主防災組織と連携の下、地域防災訓練を行われる様に働きかける。   | ・水防団等と連携した津波防護施設等の閉鎖訓練・操作確認等の実施（1回）   | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価  | ・水防団等と連携し防潮扉点検操作訓練を実施（1回）   | 取組み実績は左記のとおり   | ①        | 都市整備部   | ・水防団等と連携した津波防護施設等の閉鎖訓練・操作確認等の実施（1回）   | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | IV  |
| I                    | 27              | 津波防護施設の閉鎖体制の充実                      | ○津波による浸水を防ぐとともに、津波防護施設（水門・陸閘等）の操作に従事する現場操作員の安全を確保するため、沿岸市町と連携した訓練の実施により、操作の確実性・迅速性の向上を図り、あわせて操作・退避ルールが実態に即したものとなっているか検証を行う等、津波防護施設の閉鎖体制の充実を図る。  | 市町村と連携した訓練の実施及び操作・退避ルールの充実  | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価  | 市町村と連携した訓練を実施し操作・退避ルールの検証を行い、関係者と作業の共有を図った。   | 訓練の実施  | ①        | 都市整備部<br>大阪港湾局  | 市町村と連携した訓練の実施及び操作・退避ルールの充実  | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | II  |
| I                    | 28              | 学校における防災教育の徹底と避難体制の確保               | ○児童・生徒が自ら命を守る行動をとることができるよう、先行取組として、「学校における防災教育の手引き」を改訂し、府立学校及び市町村立学校において、発達段階に応じ総合的な防災教育の実施及び充実に努めている。<br>○引き続き、集中取組期間中は、府立学校において地域の実態に応じ、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練及び防災教育を実施するとともに、市町立学校についても、市町村教育委員会に実施を働きかける。<br>○改めて、津波浸水想定区域にある府立学校においては、各校が策定した「津波発生時対応シミュレーション」を活用し、避難訓練を実施するとともに、同地域内の市町立学校についても、該当市町教育委員会に実施を働きかける。<br>○私立学校においては、府立取組みを積極的に情報提供し、私学の自主性を活かした防災教育の取組みを働きかける。<br>○規模的な災害の発生時に府立学校において、一定期間、避難所運営の協力を可能限り行うことが想定されるため、各市町村の危機管理部局と連携して作成した大規模災害時初期対応マニュアルについて、定期的に見直し、改善を図る。<br>○大規模災害時初期対応マニュアルについては、各学校において、今後も、各市町村の危機管理部局と連携し、マニュアルを定期的に見直し、その内容の改善を図る。<br><br>・今回の地震で、交通途絶により登校できなかつた児童生徒に対する安否確認について、電話等がつながりにくかったこともあります。すべてを確認するのに夕方までかかったケースもあった。安否確認や情報伝達にSNS等を活用するなど、災害時に有効に利用できる連絡方法について研究していく。 | ○全府立学校において地域の実態に応じた避難訓練の実施及び市町村立学校における訓練実績<br>府立学校及び市町村立学校における訓練実績<br>令和4年度 訓練実績（実績／対象）<br>府立 215/215<br>小学校 市（義務教育学校前期課程含む） 596/596<br>中学校 郡（義務教育学校後期課程含む） 286/286<br>立（高等学校） 3/3                  | ○府立学校及び市町村立学校における訓練実績<br>府立学校における、浸水想定区域・土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設に位置づけられている学校に対して、国委託の学校安全総合支援事業の学校防災アドバイザー派遣事業を活用し、防災アドバイザーを派遣し、実践的な避難訓練等に対して、指導助言いただいた。<br>○私立学校については、私立学校長会等で私学の自主性を活かした防災教育の取組みの徹底について働きかけた。 | 取り組み実績は左記のとおり   | ①  | 教育庁      | ○府立学校において地域の実態に応じた避難訓練の実施及び市町村立学校において、避難訓練の実施等の防災教育の取組みの徹底<br>○私立学校については、引き続き、私学の自主性を活かした防災教育の取組みの徹底を働きかける。 | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価  | I                    |     |
| I                    | 29              | 府民の防災意識の啓発                          | ○府民の防災意識の向上を図るため、地震発生時に府民一人ひとりが自ら命を守る行動「自助」とともに、自身の安全を確保の上での地図での「共助」による防災活動を取り組めるよう、熊本地震の教訓なども加え、防災に関する講習会や府のホームページ等により広報を充実する。<br>○また、府民の自助・共助の取組みを促進するため、効果的な方策を検討する。<br><br>・府民の防災意識は高まっているが、災害への備えなど、行動に結びついていないため、繰り返し継続した啓発活動の実施。   | ①防災講演会を実施する。防災啓発の動画を必要に応じて更新し、引き続き配信を行う。<br>②府のホームページ等の広報内容の点検・充実を図る。<br>③包括連携協定企業等と連携した啓発活動を実施する。<br>④平常時から「防災ツイッター」による啓発を実施する。<br>⑤防災学習教材等の充実を図る。<br>⑥ツイッターなどのSNSを活用した防災啓発をし、一齊帰宅抑制の啓発動画のPRを実施する。 | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価  | 府民の防災意識の向上を図り、自助・共助の取組みを促進するため、繰り返し継続した防災啓発活動として、下記の取組みを実施した。<br>①防災講演会の動画の配信を行った。<br>②府民向け防災セミナー・防災総合展・震災対策技術展など、防災啓発イベント等の状況の点検・充実を図った。<br>③包括連携協定企業と連携し、防災情報誌の発行やデジタルサイネージを活用した広報を実施した。<br>④平常時から「防災ツイッター」による啓発を実施した。（防災ツイッター98回）<br>⑤防災学習教材等の充実を図った。（D.V.D. 46団体 104本）<br>⑥ツイッター、防災イベントでのチラシ配布、民間企業のデジタルサイネージ等を活用し、PRを実施した。 | 取組み実績は左記のとおり   | ①        | 危機管理室   | ①防災講演会を実施する。<br>②府のホームページ等の広報内容の点検・充実を図る。<br>③包括連携協定企業等と連携した啓発活動を実施する。<br>④平常時から「防災ツイッター」による啓発を実施する。<br>⑤防災学習教材等の充実を図る。<br>⑥ツイッターなどのSNSを活用した防災啓発をし、一齊帰宅抑制の啓発動画のPRを実施する。 | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | II  |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

## 〔ミッションI〕巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| タスク<br>No.<br>■は<br>重点 | アクション名                           | 内 容（新APより抜粋）  | 令和4年度の目標  | 取組み指標                | 令和4年度の実績   | 取組み指標                  | 進捗<br>評価 | 担当部局                      | 令和5年度の取組み予定  | 取組み指標                                     | 分類 |
|------------------------|----------------------------------|---|---|----------------------|--|------------------------|----------|---------------------------|--|---|----|
|                        |                                  |   |   |                      |  |                        |          |                           |  |   |    |
| I<br>30                | 津波・高潮ステーションの利活用                  | ○津波・高潮災害に関する府民への普及啓発拠点として整備した「津波・高潮ステーション」を活用し、府民の防災意識の向上を図るため、関係機関と連携したイベントの開催、民間等と連携したコンテンツの充実や広報活動の実施等、災害への備えについてさらに普及啓発に取り組む。   | ①関係機関と連携した小中学校への普及啓発の取組の充実<br>②イベント等を通じて防災啓発活動の実施<br>③民間等と連携したコンテンツの充実や広報活動の実施等、災害への備えについてさらに普及啓発に取り組む。   | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | ①普及啓発活動<br>・防災・河川環境学習を実施(計3回)<br>・府内の小中学校などへの来館PR資料およびポスターの送付<br>②防災啓発活動<br>・土木学会関西支部と兵庫教育大学が主催する教員研修において、職員による講義を実施<br>③コンテンツの充実・広報活動<br>・新聞、雑誌、教科書、テレビ等で津波・高潮ステーションの紹介   | 取り組み実績は左記のとおり          | ①        | 都市整備部                     | ①関係機関と連携した小中学校への普及啓発の取組の充実<br>②イベント等を通じて防災啓発活動の実施<br>③民間等と連携したコンテンツの充実や広報活動の実施   | 左記の取組みの達成状況を令和5年度末に評価                     | II |
| I<br>31                | 防災情報の収集・伝達機能の充実                  | ○地震発生時に、防災情報を迅速かつ的確に収集し、初期動における応急対策を適切に行なうため、大阪府防災情報システムを運用するとともに、機能の充実を図っていく。<br>○あわせて、おおさか防災ネットを活用するとともに、SNS等の府民からの情報の活用方策を検討する等、情報収集手段の多様化に取り組むことにより、防災情報の収集・伝達体制の充実を図る。<br><br>・南海トラフ地震では電話ができないことも想定され、SNS等のツールを利用して情報収集することが大切である。また、「おおさか防災ネット」は災害に関するあらゆる情報が網羅されており、実際府民の方が欲しい情報を探しもしながら見つけ出しができなくなるとの声があった。災害時の行政問、住民等への情報発信方法の検討や見せ方の改善を行なう。                    | ○稼働開始している防災情報システムについて、運用状況に応じて、システムの改善を検討し、より運用しやすいシステムを目指す。  | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | ○防災情報システムの不具合や応答速度の課題について検討し、必要に応じて改善を行なった。  | 取り組み実績は左記のとおり          | ①        | 危機管理室                     | ○防災情報システムを運用していく中で出てきた課題について検討し、必要に応じて改善を行う。   | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価                      | II |
| I<br>32                | メディアとの連携強化                       | ○地震発生時に、防災情報を迅速かつ的確に収集し、府民に正確に伝えるため、関西のライフライン事業者、地方公共団体、報道機関、識者等により構成されている「かんさい生活情報ネットワーク」のさらなる活用を図るとともに、Lアラートの連携強化等により、メディアとの連携体制の充実強化を図る。   | ○国における「今後のLアラートの在り方検討会」の報告を踏まえ、引き続きLアラートの地図化や、ライフライン事業者（電力や鉄道分野等）によるLアラート発信について、検討を行う。  | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | ○Lアラートの今後について情報収集を行うとともに、ライフライン事業者の取組状況について整理を行なうなど、Lアラート情報の発信について、検討を行なった。  | 取り組み実績は左記のとおり          | ①        | 危機管理室                     | ○引き続き、Lアラートの今後について情報収集を行うなど、ライフライン事業者やメディアとの連携強化を図る。   | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価                      | II |
| I<br>33                | ライフライン事業者等との連携推進                 | ・平成30年台風第21号では、暴風雨による飛来物や電柱等の倒壊により府内広域に停電が発生した。電力事業者のHPシステム障害や、コールセンターに電話がつながらず、停電に関する情報提供が停止状態となり、住民から市町村へ停電の問い合わせが集中し本来の台風対応に支障が生じた。自治体に対する情報提供の在り方について、電力事業者と協議を進める。   | R2年度にて対策完了  |                      | R2年度にて対策完了   |                        |          | 危機管理室<br>都市整備部            | R2年度にて対策完了   |   | II |
| I<br>34                | 津波防災情報システムの整備・運用による津波情報の確実・迅速な伝達 | ○地震発生時に、津波から迅速に避難することができるよう、港湾、漁港、河川の親水緑地など、不特定多数が利用するエリアを対象に、津波情報伝達施設（スピーカー）を28年度中に整備し、沿岸市町における確実・迅速な津波情報の伝達につなげる。   | 津波情報の伝達が確実・迅速に行われるよう、定期点検を実施するなど、適切な運用を図る。  | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | 津波情報の伝達が確実・迅速に行われるよう、定期点検を実施するなど、適切な運用を図った。  | 取り組み実績は左記のとおり          | ①        | 環境農林水産部<br>都市整備部<br>大阪港湾局 | 津波情報の伝達が確実・迅速に行われるよう、定期点検を実施するなど、適切な運用を図る。   | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価                      | II |
| I<br>35                | 大阪880万人訓練の充実                     | ○地震発生時に、府民等が津波を含め、さまざまな自然災害から迅速に「逃げる」ことで命を守ることができるよう、「大阪880万人訓練（災害伝達訓練）」の実施とその検証を毎年行い、検証結果を踏まえて、訓練のさらなる充実を図り、的確な避難行動につなげる。<br><br>・例年、訓練に参加した割合が2割程度であり、一人でも多く参加してもらえるような取り組みを行う。   | ①訓練参加・協力企業等の拡大を目指した周知活動の推進<br>②訓練認知度及び訓練参加者数の更なる向上<br>③様々な媒体を活用した効果的な訓練情報の発信  | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | ①報道機関（ラジオ、新聞社等）への広報協力要請や各種業界団体への広報協力依頼（新規：関西経済同友会）等を実施<br>②（もしくは）Twitter上で初めて防災啓発動画を投稿するなどSNSを活用した訓練周知活動を推進するとともに、株式会社蓬莱と協力し、コラボチラシを作製、商品に同封してもらい、訓練周知を図った。<br>また、既存の紙媒体だけではなく、デジタルサイネージやラジオ放送の活用、各種SNS（Facebook、Twitter、LINE、YouTube）での情報発信を行なった。 | 取り組み実績については左記のとおり      | ①        | 危機管理室                     | ①ホームページなどによる分かりやすい情報の発信<br>②室内横断的な協力体制の構築による効果的な広報活動の実施  | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価                      | II |
| I<br>36                | 「逃げる」防災訓練等の充実                    | ○地震発生時に、府民等が津波を含め、さまざまな自然災害から迅速に「逃げる」ことで命を守ることができるよう、国・市町村や防災関係機関等と連携し、防災訓練や防災イベントを充実し、府民の防災意識の向上を図る。   | ②引き続き、国や近隣府県、市町村と連携した訓練に取り組む<br>③市町村や防災関係機関等と協力した各種防災イベントの実施  | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | ①②令と4年度大阪府地域防災総合演習（淀川左岸）については新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、訓練シナリオの検証や会議などを通じ関係機関との連携を強化。<br>令和4年度大阪府・中河内3市合同防災訓練について、広域防災拠点備蓄物資の市町村との搬送訓練を行い、市町村及び関係機関との連携を強化。<br>※府市合同の物資輸送訓練では、中河内市を含め計10市町と訓練実施。<br>③防災関係機関と協力した各種防災イベントを実施した。                      | 府市合同物資輸送訓練10回実施<br>③3回 | ①        | 都市整備部                     | ①近畿府県及び国と連携した総合訓練の実施<br>②市町村や防災関係機関等と連携した訓練の実施<br>③市町村や防災関係機関等と協力した各種防災イベントの実施   | ①年3回以上<br>②年2回以上<br>③左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | I  |
| I<br>37                | 「避難行動要支援者」支援の充実                  | ○地域の高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備が図られるよう、その方策を市町村ごとに検討の上、全市町村において、避難行動要支援者支援プログラムの策定及び避難行動要支援者名簿の作成が完了するよう支援する。<br>○市町村における避難行動要支援者名簿の更新や活用を働きかけるとともに、個別計画の策定など避難行動要支援者の支援体制の確立が図られるよう支援する。<br><br>・大阪府北部を震源とする地震では、名簿情報の提供について、避難行動要支援者の同意が得られないまま、市町と避難支援等関係者との間で安否確認の認識に相違があり、確認に時間を要した。避難行動要支援者名簿の更新や活用にかかる取組みを推進する。<br>・個別計画の策定も含め、避難行動要支援者の支援体制を確立する。 | ○以下の中研修を実施するなどして、市町村における個別避難計画作成を支援する。<br>・部局長等を対象とした個別避難計画作成に係る研修実施<br>・計画作成手順の習得等を目的とした市町村及び作成関係者（福祉専門職、防災関係者等）を対象とする研修会の実施<br>・要支援者の知識や支援技能の習得等を目的とした自主防災組織に対する研修会の実施<br>・計画作成に係る全国的な先進事例等の共有を目的とした市町村を対象とする研修会の実施 | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | ・部局長等を対象とした個別避難計画作成に係る研修実施（1回）<br>・市町村職員や福祉専門職・防災関係者等を対象にした計画作成に係るワークショップ形式等による研修を実施（2回）<br>・市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイドを作成<br>・自主防災組織リーダー育成研修において、避難行動要支援者の支援に関する講義や避難支援に係る実技を実施（8回）<br>・府内市町村や他府県の先進的取組み事例を共有する研修会の実施（1回）                               | 取り組み実績は左記のとおり          | ①        | 危機管理室<br>福祉部              | ○以下により、市町村に対するきめ細かな支援を行う。<br>①市町村長をサポートする副市町村長、危機管理部局長、福祉部局長等を対象とした研修の実施<br>②年度作成した「市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド」を活用するなどして、府の支援内容が類似する市町村のグループごとを対象とした研修の実施<br>③要支援者の心身の状況に応じた計画作成をワークショップ形式にて実施することにより、福祉専門職、医療関係者等における計画作成のノウハウ習得を目的とした研修の実施<br>④避難支援等実施者となることが想定されている自主防災組織等を対象に要支援 | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価                      | IV |
| I<br>38                | 医療施設の避難体制の確保                     | ○地震等の大規模災害時に、入院患者や施設利用者が、津波等から迅速かつ円滑に避難できるよう、津波等の被害を想定した災害対応マニュアルの作成と避難訓練の実施を医療施設に働きかける。特に、先進事例の紹介などにより、災害対応マニュアルをサポートする。<br>○また、市町村からの報告、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び大阪府防災行政無線等を用いて、医療機関の被災状況や患者受け入れ情報を一元的に把握し、速やかに市町村など関係機関及び府民に提供するための情報収集・伝達体制の充実を図る。<br><br>・台風による停電等長期化したことから、医療施設の業務継続計画（BCP）の重要性が再認識された。国・手引書等の周知を図りながら、全病院でBCP策定や見直しが進むよう働きかけを行う。                     | 医療機関等に入力情報訓練を実施し、入力に関する知識の向上を図る。  | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | 新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも複数回にわたり入力訓練を実施。また入力率向上を図るために、本年度から各医療機関へ共有し、医療機関ごとに切磋琢磨できる環境を作った。   | 取り組み実績は左記のとおり          | ①        | 健康医療部                     | 引き続き、医療機関等に入力情報訓練を実施し、入力に関する知識の向上を図るほか、積極的な入力の働きかけを行う。   | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価                      | IV |
| I<br>39                | 社会福祉施設の避難体制の確保                   | ○社会福祉施設入所者や通所サービス等の施設利用者が、津波から迅速かつ円滑に避難できるよう、津波被害を想定した災害対応マニュアルの作成と避難訓練の実施を津波浸水想定区域内の社会福祉施設及びサービス提供事業所に働きかける。<br>○また、社会福祉施設万が一、被災した場合に、その入所者や利用者の処遇を確保できるよう、府社会福祉協議会マニュアルに基づく社会福祉施設における連携が強化されるよう支援する。<br><br>・平成30年台風第1号による停電等の被害の際ににおける社会福祉施設の利用者支援を確保するための方策があつた。施設の防災力強化のため、社会福祉施設における連携強化を進めるとともに、BCP（事業継続計画）の策定等を進める。   | 津波被害を想定したマニュアル、施設間応援協定、BCPの策定等を含む災害対応について、社会福祉施設の集団指導等において啓発を実施する。<br>引き続き、高齢者施設における自家発電機等にかかる費用の一部補助を実施する。   | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | ○社会福祉施設の集団指導等において、津波被害を想定したマニュアル、施設間応援協定、BCPの策定等を含む災害対応について、施設管理者等へ啓発した。<br>○高齢者施設における自家発電機等にかかる費用の一部補助を4件実施した。  | 取り組み実績は左記のとおり          | ①        | 福祉部                       | 津波被害を想定したマニュアル、施設間応援協定、BCPの策定等を含む災害対応について、社会福祉施設の集団指導等において啓発を実施する。<br>引き続き、高齢者施設における自家発電機等にかかる費用の一部補助を実施する。  | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価                      | IV |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

## 〔ミッションⅠ〕巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| タスク<br>No.<br>■は<br>重点 | アクション名             | 内 容（新APより抜粋）   | 令和4年度の目標   | 取組み指標   | 令和4年度の実績   | 取組み指標   | 進捗<br>評価                                      | 担当部局  | 令和5年度の取組み予定  | 取組み指標   | 分類 |
|------------------------|--------------------|--|--|---|--|---|---|---|--|---|----|
|                        |                    |  |  |   |  |   |   |   |  |   |    |
| I 40                   | 在住外国人への情報発信充実      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震発生時に、在住外国人の安全を確保するため、集中取組期間中に、在住外国人にわかりやすい各種ハザードマップや防災の手引き等の多言語化等の充実、在住外国人への配付や市町村ホームページでの掲載等を市町村に働きかける。</li> <li>・大阪府北部を震源とする地震際、在住外国人に対して、情報発信等を行ったが、十分に情報が伝わったかどうか不明であったため、関係機関が連携し、多言語による情報発信の実施体制を検討する。</li> <li>・さらに外国人旅行者等に向けたプッシュ型の情報発信に関する効果的な手法等の検討を行。</li> <li>・災害時多言語ボランティアの拡充を図る。</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「Osaka Safe Travels」の管理・運用を行う。</li> </ul>  | <p>左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価</p> <p>左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価</p> | <p>引き続き、新たな避難情報に関するポスター・チラシの外国语版について、在住外国人に周知を図るよう市町村に働きかけを行う。</p> <p>○ホームページを多言語対応するための自動翻訳サービスを引き続き契約を行ったが、十分に情報が伝わったかどうか不明であったため、関係機関が連携し、多言語による情報発信の実施体制を検討する。</p> <p>・さらに外国人旅行者等に向けたプッシュ型の情報発信に関する効果的な手法等の検討を行。</p> <p>・災害時多言語ボランティアの拡充を図る。</p> <p>○「Osaka Safe Travels」を運用し、多言語で台風接近に伴う注意喚起等の情報発信を行った。</p> | <p>「新たな避難情報に関するポスター・チラシの外国语版（14言語）」について、大阪府のホームページに掲載し、在住外国人に周知を図るよう市町村に働きかけを行った。</p> <p>○ホームページを多言語対応するための自動翻訳サービスを引き続き契約した。</p> | <p>取組み実績は左記のとおり</p> <p>取組み実績は左記のとおり</p>       | <p>危機管理室<br/>府民文化部</p> <p>危機管理室<br/>府民文化部</p>   | <p>引続き、新たな避難情報に関するポスター・チラシの外国语版について、在住外国人に周知を図るよう市町村に働きかけを行う。</p> <p>○ホームページを多言語対応するための自動翻訳サービスを引き続き契約</p> | <p>左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価</p> <p>左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価</p> | II |
| I 41                   | 外国人旅行者の安全確保        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震発生時に、大阪に観光等で来訪している外国人がその安全を確保できるよう、集中取組期間中に、滞在外国人が地震発生時に身の安全を守る上で必要な、情報の提供や対応方法等について、市町村や関係団体とともに検討を行い、順次、対策を実施する。</li> <li>・訪日外国人に対する情報提供に際し、国をはじめとする各関係機関との連携が図られず、必要とする情報が発信できなかつたことから、関係機関と連携した多言語による情報発信の実施体制を検討する。</li> <li>・関係機関が連携し、多言語による情報発信の実施体制を検討する。</li> <li>・さらに外国人旅行者等に向けたプッシュ型の情報発信に関する効果的な手法等の検討する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「Osaka Safe Travels」の広報カード等を活用し、市町村等と連携し、外国人を中心PRを実施</li> </ul>  | <p>左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価</p> <p>左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価</p> | <p>○「Osaka Safe Travels」を周知するため、留学生等の在住外国人や、宿泊・交通事業者等へ広報カードを配布した。</p>  | <p>取組み実績は左記のとおり</p> <p>取組み実績は左記のとおり</p>   | <p>危機管理室<br/>府民文化部</p> <p>危機管理室<br/>府民文化部</p> | <p>○「Osaka Safe Travels」の管理・運用を行う。</p> <p>○「Osaka Safe Travels」の広報カード等を活用し、市町村等と連携し、外国人を中心PRを実施</p> <p>○観光関連事業者を対象に「支援フロー（案）」及び「ガイドライン」の蓄及啓発を行ふとともに、宿泊施設の客室内に多言語防災リーフレットを配架し、外国人旅行者自身が災害時に自身の身を守れるような体制を整備する。</p> | <p>左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価</p> <p>左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価</p>  | II  |    |
| I 42                   | 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財の所有者及び管理者の防災意識を啓発するため、文化財耐震診断や文化財保存活用計画の策定を働きかける。また、消火栓等の設置・改修や消火・避難訓練等の実施について働きかけを行う。国指定文化財について防災設備の設置状況にかかる現地調査を予定。</li> <li>○また、地震発生時に人の被害を軽減するため、市町村及び文化財所有者に対して、地震発生時の情報伝達や避難誘導に取り組むよう働きかける。</li> <li>・文化財の中でも特に建造物の被害が多く見られ、耐震対策の重要性が改めて浮き彫りとなつたため、耐震診断や対策の方法といふ面、適切な活用方法等のソフト面の両面から耐震対策を検討していく。</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財の所有者等に、文化財耐震対策の実施、保存活用計画の策定、消火栓等の設置・改修、文化財防火データ等における消火・避難訓練等の実施について働きかけを行う。国指定文化財について防災設備の設置状況にかかる現地調査を予定。</li> </ul> | <p>左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価</p>                             | <p>○市町村の文化財行政職員に対する研修会において、文化庁・消防庁より発出された通知文に基づき、文化財の耐震・防災対策の必要性を周知した。そのうえで文化財の所有者等に対して文化財耐震対策の実施、保存活用計画の策定、消火栓等の設置・改修、文化財防火データ等における消火・避難訓練等の実施を推進するよう伝達をした。</p> <p>○国指定文化財について防災設備の設置状況にかかる現地調査を行い、適宜指導を行った。（10か所）</p>  | <p>取組み実績は左記のとおり</p>   | <p>教育庁</p>                                    | <p>文化財の所有者等に、文化財耐震対策の実施、保存活用計画の策定、消火栓等の設置・改修、文化財防火データ等における消火・避難訓練等の実施について働きかけを行う。国指定文化財について防災設備の設置状況にかかる現地調査を予定。</p>  | <p>左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価</p>  | IV  |    |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

## 〔ミッションⅡ〕 地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| ミッション<br>No.<br>■は<br>重点 | アクション名                                      | 内 容 (新APより抜粋)   | 令和4年度の目標  |   | 取組み指標   | 令和4年度の実績   |                             | 取組み指標   | 進捗評価  | 担当部局                        | 令和5年度の取組み予定 |       | 取組み指標 | 分類 |
|--------------------------|---|---|---|---|---|--|-----------------------------|---|---|-----------------------------|-------------|-------|-------|----|
|                          |   |   | 令和4年度の目標  | 取組み指標   |   | 令和4年度の実績   | 取組み指標                       |   |   |                             | 令和5年度の取組み予定 | 取組み指標 |       |    |
| II<br>43                 | 災害医療体制の整備                                   | <p>○厚生労働省通知及びH29内閣府訓練結果等を踏まえ、地震等の大規模災害時の本部体制を見直し、機能の充実・強化を図る。</p> <p>&lt;初動期&gt;<br/>地震等の大規模災害時の医療救護活動において、適切な医療が提供できるようにするため、災害拠点病院(17箇所19病院)での傷病者の受入れ体制、災害現場での応急処置やトアージュを行うDMAT（日本DMAT隊48隊）出動態勢の確保に万全を期す。</p> <p>&lt;中長期&gt;<br/>また、医療救護活動が初動から中長期に及ぶ場合においても、適切な医療が提供できるよう、他府県からの医療救護班の円滑な受け入れ体制やコーディネート機能の整備・充実を図る。</p> <p>・府保健医療調整本部で活動する災害医療コーディネーターが不足しており、活動が長期化した場合のマンパワーの不足が生じたため、中長期の災害医療や、小児周産期・透析等の多分野での調整に対応できる災害医療コーディネーターの養成を行なう。</p> <p>・あわせて地域の医療事情を熟知した災害医療コーディネーターの養成を行なう。</p> | <p>災害医療訓練を実施し、その結果を踏まえて、災害時の本部機能の充実・強化を含めた体制の整備を検討。</p>   | <p>左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価</p>   | <p>・外部団体に委託し、府内に従事する医師・看護師を対象に、災害時に円滑で適正な医療活動ができるよう、災害医療基礎研修を実施し、体制の充実を図った。<br/>・府内医療機関及び保健所職員を対象にEMIS研修を実施し、EMISの重要性の周知を図った。</p>   | <p>取り組み実績は左記のとおり</p>   | <p>①</p>                    | <p>健康医療部</p>  | <p>災害医療訓練を実施し、その結果を踏まえて、災害時の本部機能の充実・強化を含めた体制の整備を検討。</p>   | <p>左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価</p> | <p>II</p>   |       |       |    |
|                          |   |   |   |   |   |  |                             |   |   |                             |             |       |       |    |
| II<br>44                 | SCU<br>(広域搬送拠点臨時医療施設)<br>の運営体制の充実・強化        | <p>○地震等の大規模災害時に、傷病者が被災地外に航空機を使って搬送するなど、広域医療搬送機能を確保するため、八尾空港に既に整備したSCUにおいて、運営マニュアルの整備等により運営体制の確保を図る。</p> <p>○関西国際空港や大阪国際空港においても、訓練等を通じ、SCU設置場所を検討するとともに、体制整備を目指す。</p> <p>○また、空港ごとにSCU運営協議会を定期的に開催し、管理運営ルールを作成するなど、関係機関の連携体制の強化を図る。</p>   | <p>・関西国際空港、大阪国際空港では関係者によるSCU運営協議会を開催し、管理運営ルールを作成する等、実災害時の効果的な運営体制の整備を検討</p> <p>・常設型の八尾SCUにおける実災害に対応した運営マニュアルの整備等による運営体制の整備。また、定期的に訓練を実施し、その結果を踏まえて、運営マニュアルの見直し及び運営体制の充実を図る。必要な資機材の更新を行う。</p>  | <p>左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価</p>   | <p>・関西国際空港、大阪国際空港では関係者によるSCU運営協議会を開催し、管理運営ルールを作成する等、実災害時の効果的な運営体制の整備を検討<br/>・常設型の八尾SCUにおける実災害に対応した運営マニュアルの整備等による運営体制の整備。また、定期的に訓練を実施し、その結果を踏まえて、運営マニュアルの見直し及び運営体制の充実を図る。必要な資機材の更新を行う。</p>   | <p>取り組み実績は左記のとおり</p>   | <p>①</p>                    | <p>健康医療部</p>  | <p>左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価</p>   | <p>II</p>                   |             |       |       |    |
|                          |   |   |   |   |   |  |                             |   |   |                             |             |       |       |    |
| II<br>45                 | 医薬品・医療用資器材の確保                               | <p>○地震発生後に、安定して医薬品・医療用資器材を確保するため、既に、災害拠点病院では3日分の備蓄、府薬剤師会及び府医薬品卸協同組合では7日分の流通備蓄を行っている。</p> <p>○引き続き、医療関係機関に協力し、必要品目と必要量について点検を行いながら、必要量を確保する。</p>   | <p>・災害発生時に必要となる医薬品について、備蓄体制を確保するよう推進する。<br/>・備蓄品の品目、数量の点検と確保を行う。</p>  | <p>左記の取組みの達成状況を令和4年度末に評価</p>  | <p>・災害発生時の傷病者に対して医薬品等の提供が行えるよう災害拠点病院及び府内卸売販売業者等を対象とした医薬品等の備蓄・管理に関する業務委託を行った。<br/>・備蓄品の品目、数量の点検と確保を行った。</p>  | <p>災害拠点病院における災害発生時に使用する医薬品等について、備蓄体制を確保するよう推進する。<br/>・備蓄品の品目、数量の点検と確保を行う。</p>  | <p>①</p>                    | <p>健康医療部</p>  | <p>左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価</p>   | <p>II</p>                   |             |       |       |    |
|                          |   |   |   |   |   |  |                             |   |   |                             |             |       |       |    |
| II<br>46                 | 広域緊急交通路等の通行機能確保<br><通行機能確保>                 | <p>○地震発生後に、府内の防災拠点（注）や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、集中取組期間中に重点的に橋梁の耐震化を進め、令和2年度までに橋梁の耐震化の完了をめざす。</p> <p>○防災活動を支える道路ネットワークの整備を行い、災害における緊急交通路の多重性・代替路の確保や防災拠点アクセス等の向上、府県間連携の強化を図る。</p>  | <p>・通行機能確保<br/>・広域緊急交通路等の橋梁の耐震化</p> <p>・当初、本アクションに定められた橋梁については、令和2年度に対策完了したので、引き続き、広域緊急交通路の通行機能を確保するため、重点14路線（橋長15m未満）とその他路線を跨ぐ橋梁の耐震化を進める。</p> <p>・防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備<br/>・引き続き、広域緊急交通路の機能強化、府県間道路の整備などを進める。</p>   | <p>・橋梁の耐震化<br/>39橋推進<br/>(16橋完了予定)<br/>(18/46橋完了予定)</p> <p>・道路ネットワーク<br/>7.7km推進中<br/>(R4:0.4km完了予定)<br/>(33.9/41.2km完了予定)</p>                          | <p>・橋梁の耐震化<br/>36橋推進<br/>(17橋完了)<br/>(19/46橋完了)</p> <p>・道路ネットワーク<br/>7.7km推進中<br/>(R4:0.2km完了)<br/>(33.7/41.2km完了)</p>  | <p>・橋梁の耐震化<br/>23橋推進<br/>(10橋完了予定)<br/>(29/46橋完了予定)</p> <p>・道路ネットワーク<br/>7.5km推進中<br/>(R5:3.2km完了予定)<br/>(36.9/41.2km完了予定)</p> | <p>都市整備部</p>                | <p>○通行機能確保<br/>・広域緊急交通路等の橋梁の耐震化<br/>・当初、本アクションに定められた橋梁については、令和2年度に対策完了したので、引き続き、広域緊急交通路の通行機能を確保するため、重点14路線（橋長15m未満）とその他路線を跨ぐ橋梁の耐震化を進める。<br/>・防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備<br/>・引き続き、広域緊急交通路の機能強化、府県間道路の整備などを進める。</p> | <p>・橋梁の耐震化<br/>23橋推進<br/>(10橋完了予定)<br/>(29/46橋完了予定)</p> <p>・道路ネットワーク<br/>7.5km推進中<br/>(R5:3.2km完了予定)<br/>(36.9/41.2km完了予定)</p>                        | <p>I</p>                    |             |       |       |    |
|                          |   |   |   |   |   |  |                             |   |   |                             |             |       |       |    |
| II<br>46                 | 広域緊急交通路等の通行機能確保<br><沿道建築物の耐震化>              | <p>○耐震改修促進法に基づき、H25年11月に「住宅建築物耐震10か年戦略・大阪」において、耐震診断義務化対象路線、耐震診断の報告期限を定め、H25年度から耐震診断補助を行うとともに、平成26年度からは耐震改修設計、耐震改修補助を行い、沿道建築物の耐震化を促進している。</p> <p>○また、耐震診断の義務化対象建築物については、H30年度までに、耐震改修等の完了を働きかける。</p> <p>○大阪府耐震改修促進計画審議会へ諮問し、以降審議している。</p> <p>○審議会からの答申を踏まえ、「住宅建築物耐震10か年戦略・大阪」に新たな目標を設定のうえ支援策を強化するなど、府民一人となって耐震化を加速させる</p>  | <p>・沿道建築物の耐震化<br/>・所有者毎に異なる課題に応じた的確な情報提供やアドバイスを行うなど、きめ細やかに対応し、検討のきっかけと事業の具体化を図るために、重点化対象の所有者を優先して、事業に精通した専門家（大阪府耐震プロデューサー）を8棟、13回派遣。<br/>・沿道建築物は耐震診断3件、補強設計1件、除却7件、耐震改修2件が実施された。</p> <p>・沿道のブロック塀等の耐震化<br/>・広域緊急交通路の沿道のブロック塀等（義務付け対象外含む）の耐震化を進めている所有者に対して、個別訪問やダイレクトメール等（約280件）によって耐震化の周知活動を実施。<br/>・沿道ブロック塀等は耐震診断39件、除去等26件が実施された。</p> | <p>左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価</p>   | <p>・沿道建築物の耐震化<br/>・所有者毎に異なる課題に応じた的確な情報提供やアドバイスを行うなど、きめ細やかに対応し、検討のきっかけと事業の具体化を図るために、事業に精通した専門家（大阪府耐震プロデューサー）を派遣する。<br/>・広域緊急交通路の沿道の建物（義務付け対象）の耐震診断結果の報告の公表を行う。<br/>・沿道のブロック塀等の耐震化<br/>・広域緊急交通路の沿道のブロック塀等（義務付け対象外含む）の耐震化を進めている所有者に対して、個別訪問やダイレクトメールにより、診断、除却等の実施を働きかける。<br/>・広域緊急交通路の沿道のブロック塀等（義務付け対象）の耐震診断結果の報告の公表を行う。</p> | <p>都市整備部<br/>(旧住宅まちづくり部)</p> <p>都市整備部<br/>(旧住宅まちづくり部)</p>  | <p>左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価</p> | <p>I</p>  |   |                             |             |       |       |    |
|                          |   |   |   |   |   |  |                             |   |   |                             |             |       |       |    |
| II<br>46                 | 広域緊急交通路等の通行機能確保<br><信号機電源付加装置の整備等や災害時の渋滞対策> | <p>○緊急交通路重点14路線を中心に、停電時に信号機への電源供給をバックアップする設備等について、引き続き、その要性を踏まえた計画的な整備を進める。</p> <p>・鉄道の運行停止や高速道路の通行止めにより、一般道路において大規模渋滞が発生したが、各鉄道の踏切に設置されている遮断機が長時間閉鎖したことでも大規模渋滞の要因の一つであると考えられるため、発災時における交通量抑制の検討を行なう。</p> <p>・鉄道運行停止時の迅速な閉鎖踏切開放について鉄道事業者等と協議を行なう。</p>   | <p>○広域緊急交通路重点14路線を中心に、停電信号機への電源供給バックアップ設備の整備及び更新を実施。</p> <p>○各鉄道事業者が作成する地方踏切道改良計画の進捗状況を確認の上、交通管理上必要な意見を申し述べる等、長時間遮断踏切消音に向け、必要な協議を継続的に行なっていく。</p>  | <p>左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価</p>   | <p>○府下の主要交差点に設置されている信号機電源付加装置の更新及び高度化を実施した。<br/>○府下の全信号機における電源付加装置の有無・種類を、情報管理システムに登録し、各警察署で照会できるようにした。</p> <p>○新たに27箇所が優先開放踏切道に指定されたことにより、優先開放踏切42箇所（令和3年度に15箇所指定）全てが指定され、発災時における優先開放することを各鉄道事業者と確認した。</p>   | <p>取り組み実績は左記のとおり</p>   | <p>①</p>                    | <p>警察本部</p> <p>警察本部</p>   | <p>○広域緊急交通路重点14路線を中心に、停電信号機への電源供給バックアップ設備の整備及び更新を実施。</p> <p>○災害等の発生に際し、鉄道運行停止時における閉鎖踏切の情報収集（関係機関等）及び早期閉鎖解除に向けて、鉄道事業者と更なる連携を図り改善に向けた協議を継続的に実施していく。</p> | <p>I</p>                    |             |       |       |    |
|                          |   |   |   |   |   |  |                             |   |   |                             |             |       |       |    |
| II<br>46                 | 広域緊急交通路等の通行機能確保<br><無電柱化の推進>                | <p>○地震発生時に、電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、「大阪府電線類地中化マスタープラン」に定められた路線について、無電柱化を推進する。</p> <p>○平成29年度に、「大阪府電線類地中化マスタープラン」に定められた路線について、令和4月策定予定の「大阪府無電柱化推進計画」に基づく、より一層の推進。</p> <p>・台風第21号では、暴風により大阪府域で多くの電柱が倒壊し、車両や歩行者が通行できなくなる事態が生じた。災害時の救急活動、物資輸送を円滑に行なうため、緊急車両の通行する道路を確保することが重要であるため、大阪府無電柱化推進計画に基づき、引き続き、無電柱化の推進に積極的に取り組む。</p>  | <p>・[R3から継続]「大阪府電線類地中化マスタープラン」に定められた路線について、無電柱化を推進（0.2km）<br/>0.2km完了予定<br/>(17.7/17.7km完了予定)</p> <p>・[R4から開始]近年の自然災害の発生頻度・規模、またこれまでの課題を踏まえて、令和4月策定予定の「大阪府無電柱化推進計画」に基づく、より一層の推進。</p>  | <p>・[R3から継続]無電柱化の推進（0.2km）<br/>0.2km推進中<br/>(17.5/17.7km)</p> <p>・[R4から開始]無電柱化の推進について、2.1kmの電線共同溝整備完了。<br/>無電柱化道路延長<br/>2.1km完了<br/>(2.1km/3.7km完了)</p> | <p>無電柱化道路延長<br/>1.2km推進<br/>(うち1.0km完了予定)<br/>(20.6/21.4km完了予定)</p>   | <p>都市整備部</p> <p>都市整備部</p>  | <p>・無電柱化の推進（1.2km）</p>      | <p>I</p>  |   |                             |             |       |       |    |
|                          |   |   |   |   |   |  |                             |   |   |                             |             |       |       |    |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

## 〔ミッションⅡ〕 地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| タスク番号<br>■は<br>重視 | No. | アクション名                                   | 内 容 (新APより抜粋)   | 令和4年度の目標  |  | 取組み指標   | 令和4年度の実績  |  | 取組み指標          | 進捗評価  | 担当部局  | 令和5年度の取組み予定 |       | 取組み指標 | 分類 |
|-------------------|-----|--|---|---|--|---|---|--|----------------|---|---|-------------|-------|-------|----|
|                   |     |  |   | 令和4年度の目標  | 取組み指標  |   | 令和4年度の実績  | 取組み指標  |                |   |   | 令和5年度の取組み予定 | 取組み指標 |       |    |
| II                | 46  | 広域緊急交通路等の通行機能確保<br><避難路等として活用できる基幹農道の整備> | ○地震発生後に、農村地域からの避難や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、避難路、輸送路として活用できる農道を整備する。  | 2.86km推進中 (R5完了)  | R5:2.86km供用開始  | 2.86km推進中 (R5完了)  | R5:2.86km供用開始   | ①  | 環境農林水産部        | 2.86km推進中 (R5完了)  | R5:2.86km供用開始   | I           |       |       |    |
| II                | 46  | 広域緊急交通路等の通行機能確保<br><災害発生時の踏切長時間遮断に係る対策>  | ・大阪府北部を震源とする地震の影響で、多数の列車が駅間に停止したため、長時間にわたり踏切が遮断状態となり、緊急自動車の運行に支障をきたす事態が発生した。災害発生時に優先的に速やかに開放する踏切の指定について、鉄道事業者等の関係機関に働きかける。  | 鉄道事業者と構築した連絡体制による訓練に加えて、「地方踏切道災害時管理方針」を策定した管理者間での情報伝達訓練を実施し、「地方踏切道災害時管理方法」を策定した関係者間での情報伝達訓練を実施した。(令和4年9月、令和5年1月)  | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価   | 都市整備部地震・津波災害対策訓練において、鉄道事業者と構築した連絡体制による訓練に加えて、「地方踏切道災害時管理方法」を策定した関係者間での情報伝達訓練を実施し、「地方踏切道災害時管理方法」を策定した関係者間での情報伝達訓練を実施した。(令和4年9月、令和5年1月)   | 取組み実績は左記のとおり  | ①  | 危機管理室<br>都市整備部 | 「地方踏切道災害時管理方法」を策定した関係者間での情報伝達訓練等を実施し、災害時の円滑な避難や緊急輸送の確保を図る。  | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価  | IV          |       |       |    |
| II                | 46  | 広域緊急交通路等の通行機能確保<br><照明・標識の修補、更新>         | ・平成30年台風第21号では、記録的な暴風により、一部の照明・標識に於いて損壊等が発生した。暴風等による倒壊、破損を防止するため、点検及び修補・更新のスピードアップを図る。  | 照明柱・標識柱共に、令和2年度で緊急的な処置は完了。引き続き、府の要領に左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価  | R2年度完了   |   |   |  | 都市整備部          | R2年度完了  |   | I           |       |       |    |
| II                | 46  | 広域緊急交通路等の通行機能確保<br><耐震強化岸壁の整備>           | ○地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等に必要となる人員・物資等を円滑に輸送できるよう、地震後も直ちに利用できる耐震強化岸壁を整備する。  | ○耐震強化岸壁の整備<br>・耐震強化岸壁（国直轄事業）を早期に着手できるよう、国に整備を働きかける。   | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価   | ○耐震強化岸壁の整備<br>・耐震強化岸壁（国直轄事業）を早期に着手できるよう、国に対して、要望活動を行った。   | 取組み実績は左記のとおり  | ①  | 大阪港湾局          | ○耐震強化岸壁の整備<br>・耐震強化岸壁（国直轄事業）を早期に着手できるよう、国に整備を働きかける。   | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価  | I           |       |       |    |
| II                | 47  | 鉄道施設の耐震対策                                | ○地震発生時に、人的被害を軽減とともに、地震発生後に防災拠点や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、集中取組期間中に、鉄道事業者に対して、以下の取組みを働きかける。<br>・広域緊急交通路の交差又は並走する鉄道施設及びそれと連続する区間の耐震診断および診断結果を踏まえた耐震化<br>・乗降客数数万人／日以上かつ折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する高架駅及びそれと連続する区間の耐震診断及び診断結果を踏まえた耐震化<br>・南海トラフ巨大地震発生時に、津波による浸水被害が想定される地下駅等の浸水対策。<br>・大阪モルールについては、点検方法の特殊性等や分岐設備の故障により、運行再開までに長期間を要することなどを、大阪モルール側が設置した「大阪府北部地震大阪モルール被災検証委員会」での議論を踏まえ、大阪モルール側と、点検の効率化や施設の耐震力の強化等に取り組む。 | ①鉄道施設等の耐震化の実施<br>②鉄道駅舎の耐震化の実施<br><br>①鉄道施設の対策<br>2箇所促進<br>(①近畿かいはんな線 国道308号並走部②阪神本線 国道2号並走部)<br>※上記補助箇所以外にも2箇所推進<br>(35箇所/48箇所完了予定)<br>②鉄道駅舎の対策<br>3駅促進<br>(①近鉄河内永和駅②近鉄布施駅③阪神千船駅)<br>(19駅/25駅完了予定)<br><br>・分岐橋の制震化工事着手<br>・車両タイヤの取付ボルトの落下防止対策※<br>(※インフラ外施設の対策については大阪モルール側が実施)                      | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価   | ①鉄道施設等の耐震化の実施<br>②鉄道駅舎の耐震化の実施<br><br>①鉄道施設の対策<br>2箇所促進<br>(①近畿かいはんな線 国道308号並走部②阪神本線 国道2号並走部)<br>※上記補助箇所以外にも2箇所推進<br>(34箇所/48箇所完了予定)<br>②鉄道駅舎の対策<br>3駅促進<br>(①近鉄河内永和駅②近鉄布施駅③阪神千船駅)<br>(18駅/25駅完了)  | ①鉄道施設の対策<br>2箇所促進<br>(①近畿かいはんな線 国道308号並走部②阪神本線 国道2号並走部)<br>※上記補助箇所以外にも2箇所推進<br>(34箇所/48箇所完了予定)<br>②鉄道駅舎の対策<br>3駅促進<br>(①近鉄河内永和駅②近鉄布施駅③阪神千船駅)<br>(18駅/25駅完了)                                   | ①  | 都市整備部          | ①鉄道施設等の耐震化の実施<br>②鉄道駅舎の耐震化の実施<br><br>①鉄道施設の対策<br>1箇所促進<br>(①阪神本線 国道2号並走部)<br>※上記補助箇所以外にも2箇所推進<br>(37箇所/48箇所完了予定)<br>②鉄道駅舎の対策<br>2駆促進<br>(①近鉄鶴橋駅②阪神西九条駅)<br>(20駅/25駅完了予定)                                    | ①鉄道施設の対策<br>1箇所促進<br>(①阪神本線 国道2号並走部)<br>※上記補助箇所以外にも2箇所推進<br>(37箇所/48箇所完了予定)<br>②鉄道駅舎の対策<br>2駆促進<br>(①近鉄鶴橋駅②阪神西九条駅)<br>(20駅/25駅完了予定) | III         |       |       |    |
| II                | 48  | 迅速な道路啓閉の実施                               | ○地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓閉（注）による通行機能の確保に向け、関係機関と連携した道路啓閉訓練の実施とその検証を行い、集中取組期間中に、道路啓閉体制等の充実を図る。  | 関係機関（行政機関、協会等）と連携した道路啓閉合同訓練等を実施する。  | 左記の取組み状況をR4年度末に評価  | ○啓閉担当業者と土木事務所とで、毎年事前に確認すべき内容を整理。（R4.12.1、R5.2.2）<br>○大阪府域道路啓閉協議会において、業団体、啓閉担当業者、関係機関との情報連携訓練を実施。（R4.12.7）<br>○都市整備部地震・津波災害対策訓練において、業団体、啓閉担当業者との情報連携訓練を実施。（R5.1.17）  | 取組み実績は左記のとおり  | ①  | 都市整備部          | 関係機関（行政機関、協会等）と連携した道路啓閉合同訓練等を実施する。  | 左記の取組み状況をR5年度末に評価。  | II          |       |       |    |
| II                | 49  | 迅速な航路啓閉の実施                               | ○地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な航路啓閉（注）による航路航行機能の確保に向け、関係機関と連携した航路啓閉訓練の実施とその検証を行い、集中取組期間中に、航路啓閉体制等の充実を図る。  | 関係機関と連携した航路啓閉訓練を実施する。   | 航路啓閉訓練回数 1回  | 関係機関と連携した航路啓閉訓練を実施した。   | 航路啓閉訓練回数 1回   | ①  | 大阪港湾局          | 関係機関と連携した航路啓閉訓練を実施する。   | 航路啓閉訓練回数 1回   | II          |       |       |    |
| II                | 50  | 大規模災害時における受援力の向上（ヘリサインの整備など）             | ・大規模災害時における他府県などからの人的・物的支援について、円滑に受け入れよう応援受援計画を策定し、災害時における受援体制の確立を図る。<br>・地震発生後に、被災地外から集結するヘリコプターの各種防災拠点や避難場所などへの誤着陸を防止するとともに、被害状況確認を行う際の道しるべとなるよう、学校等の屋上等に空から視認できるヘリサインの整備を促進していく。   | 受援計画を策定した市町村のデータを府内市町村に情報提供し、未策定の市町村の受援計画の策定を促進する。  | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価   | 受援計画未策定の市町村を対象にミニチーム形式による策定支援研修会を複数回実施した。<br>未策定の市町村に対する進捗状況の確認や、府内策定済市町の事例紹介などを通じて、個別に策定支援を実施した。   | 取組み実績は左記のとおり  | ①  | 危機管理室          | 受援計画未作成市町村の実情（限られた職員体制や予算措置等）や作成進捗状況を踏まえた策定支援を継続強化し、受援計画の策定を促進する。   | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価  | I           |       |       |    |
| II                | 51  | 食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の強化                       | ○備蓄や集配等のあり方の検討・調査結果（H26実施）等を踏まえ、平成27年度中に家庭・企業・事業所・行政等の適切な役割分担等を含む「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針」を策定する。<br>○その上で、必要備蓄量の目標設定と多様な方法による物資の調達・確保手段を確立し、集中取組期間中に、万一の際の被災者支援のための計画的備蓄に努める。<br>○集配体制については、避難所を運営する市町村等と十分協議し、集中取組期間中に、市町村ごとの各地域レベルでのニーズ把握、調達、配送などのシステムを構成させる。<br>・短期間におけるブル型物資供給のルール化を行う。<br>(協定先企業からの物資配送)   | ○引き続き府内市町村と合同で搬送訓練を実施し、配送ルートの検証を実施。<br>○物流事業者等との意見交換会に参加できる事業者等の拡大を図る。<br>○搬送訓練の実施成果等の共有により、ラストマイル（市町村配送マニュアル）を作成を促す<br>○中部広域防災拠点における整理および作業手順見直し委託事業により、物資搬出迅速化を図る<br>○集配体制については、避難所を運営する市町村等と十分協議し、集中取組期間中に、市町村ごとの各地域レベルでのニーズ把握、調達、配送などのシステムを構成させる。<br>・短期間におけるブル型物資供給のルール化を行う。<br>(協定先企業からの物資配送) | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価   | ○北陸拠点・中部拠点・南部拠点を使用した配送ルートの検証を市町村と共に実施し、実効性の確認を行った。<br>○大阪府トラック協会と物資搬出・搬入訓練、搬送訓練を実施し、検証および意見交換の実施。<br>○ラストマイル作成を促すため、大阪府トラック協会と実施した物資搬出・搬入訓練、搬送訓練の配送ルートの検証を市町村と共有した。<br>○中部広域防災拠点において、物流事業者による物資のレイアウト変更を行うとともに、作業マニュアルを作成することで、物資搬出迅速化を行った。 | 取組み実績は左記のとおり  | ①  | 危機管理室          | ○引き続き府内市町村と合同で搬送訓練を実施し、配送ルートの検証を実施。<br>○物流事業者等との意見交換会に参加できる事業者等の拡大を図る。<br>○搬送訓練の実施成果等の共有により、ラストマイル（市町村配送マニュアル）作成を促す<br>○中部広域防災拠点における整理および作業手順見直し委託事業により、物資搬出迅速化を図る<br>○広域防災拠点において、電動フォークリフト導入により、物資搬出迅速化を図る | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価  | II          |       |       |    |
| II                | 52  | 災害発生時における電力確保のための電気自動車・燃料電池自動車等の利活用促進    | ・平成30年台風21号来襲時に停電が数日間続き、住民生活や事業活動に影響が及んだところがあつたため、災害時に電力を供給することができる電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）等の普及を促進する。<br>①イベント等においてFCV車両を展示、非常用電源としての給電機能をPRする。<br>②9月の防災月間を中心に、自動車ディーラー（販売事業者）にて、非常時にも役立つ給電機能等に関する体験キャンペーを実施する。<br>③おおさか電動車協働普及サポートネット参加者等と連携し、市町村等が実施するEVやFCV等の普及イベントを支援する。   | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価  | ①イベント等においてFCV車両を展示、非常用電源としての給電機能をPR。<br>・企業BCセミナー等でイベントにおける車両の展示、給電機能のPRを実施：2回<br>②8月下旬から10月下旬において、自動車ディーラー各店舗にて乗車キヤンペーンを実施。ゼロエミッション車の試乗のほか、充電体験、災害時にも役立つ給電体験等を実施。<br>③おおさか電動車協働普及サポートネット参加のディーラー等と連携し、市町村等が実施するEVやFCV等の普及イベントを支援：5回 | 取組み実績は左記のとおり  | ①イベント等においてFCV車両を展示、非常用電源としての給電機能をPRする。<br>【商工労働部】<br>②自動車ディーラー（販売事業者）と連携して、非常時にも役立つ給電機能等に関する体験キャンペーを実施する。【環境農林水産部】<br>③おおさか電動車協働普及サポートネット参加のディーラー等と連携し、市町村等が実施するEVやFCV等の普及イベントを支援する。【環境農林水産部】 | ①イベント等においてFCV車両を展示、非常用電源としての給電機能をPRする。<br>左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | IV             |   |   |             |       |       |    |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

## 〔ミッションⅡ〕 地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| ミッション<br>No.<br>■は<br>重点 | アクション名                  | 内 容 (新APより抜粋)  | 令和4年度の目標   | 取組み指標                | 令和4年度の実績   | 取組み指標                | 進捗評価               | 担当部局         | 令和5年度の取組み予定  | 取組み指標                | 分類 |
|--------------------------|-------------------------|--|--|----------------------|--|----------------------|--------------------|--------------|--|----------------------|----|
|                          |                         |  |  |                      |  |                      |                    |              |  |                      |    |
| II<br>53                 | 水道の早期復旧<br>及び飲用水の確保     | <p>&lt;水道の早期復旧&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大阪広域水道企業団及び市町村水道事業者において、水道施設・管路の更新・耐震化等を積極的かつ計画的に実施するとともに、集中取組期間中に基幹病院へ避難拠点等の重要給水施設に対する給水確保等対策を重点的に働きかける。</li> <li>○また、地震発生後に損傷した管路等の早期復旧を図るために、災害時の相互応援協定等を基本とした水道（用水供給）事業者間での連携の強化を働きかける。これらの取組みにより、被害想定公表時に全面復旧には最長発災後40日（注1）まで要するとした復旧期間について、30日以内にまでの短縮をめざす。</li> </ul> <p>&lt;飲用水確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震発生後の水道断水地域における飲料水については、大阪広域水道企業団が設置している「あんしん給水栓（注2）」や市町村水道が設置している応急給水栓等の活用、府・市町村等の備蓄及び支援物資の供給により確保に努める。</li> </ul>  | <p>①全事業体に対し、水道事業計画ヒアリングや立入検査等において、水道施設や管路の更新・耐震化等の状況を聞き取り、積極的かつ計画的に実施するよう引き続き助言するとともに、耐震化計画を未策定の事業体に対して策定するよう指導する。</p> <p>②重要給水施設に対する給水確保に関しては、事業体が策定する耐震化計画への位置づけ、飲料水の確保対策も進めていくよう引き続き助言する。</p> <p>③毎年実施している災害時応援可能人員・資機材等の調査の際等に、事業体間での連携強化の必要性について周知する。</p> <p>④発災時に各事業体との連携が適切に図れるよう、引き続き情報収集訓練等を実施する。</p>   | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | <p>①全事業に對し、毎年実施している水道事業計画ヒアリングや立入検査等において、水道施設や管路の耐震化の進捗状況を確認するとともに、国庫補助を活用しつつ積極的・計画的に実施するよう助言した。</p> <p>・基幹管路耐震適合率：52.1%（R2）→ 53.8%（R3）</p> <p>②重要給水施設に対する給水確保に関しては、事業体が策定する耐震化計画への位置づけの状況等について確認の上、助言を行った。</p> <p>・耐震化計画での記載：33/43事業（R2）→ 33/43事業（R3）</p> <p>③毎年実施している災害時応援可能人員・資機材等の調査の際、水道（用水供給）事業者間での連携強化の必要性について周知した。</p> <p>④令和4年11月に日本水道協会大阪府支部とともに情報収集訓練・大阪府水道災害調整本部の運営訓練を実施した。</p>  | 左記の取組みは左記のとおり        | ①                  | 健康医療部        | <p>①全事業体に対し、水道事業計画ヒアリングや立入検査等において、水道施設や管路の更新・耐震化等の状況を聞き取り、積極的かつ計画的に実施するよう引き続き助言するとともに、耐震化計画を未策定の事業体に対して策定するよう指導する。</p> <p>②重要給水施設に対する給水確保に関しては、事業体が策定する耐震化計画への位置づけの状況等について確認の上、助言を行なう。</p> <p>③毎年実施している災害時応援可能人員・資機材等の調査の際等に、事業体間での連携強化の必要性について周知する。</p> <p>④発災時に各事業体との連携が適切に図れるよう、引き続き情報収集訓練等を実施する。</p> | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | IV |
| II<br>54                 | 井戸水等による生活用水の確保          | <p>○地震発生時に、生活用水の確保を図るため、町村城の家庭用井戸や企業の自家用水道などを災害時協力井戸としての登録を進めるとともに、市においても同様の取組みが行われるように働きかける。</p> <p>○また、市が行市場の災害時協力井戸の登録事業に協力し、市からの依頼に基づきホームページでの災害時協力井戸の情報掲載等を行う等、事業の周知及び市民への情報提供に努める。</p>   | <p>①災害時協力井戸の登録事業の推進</p> <p>②ホームページにおける事業周知及び登録状況の提供</p>  | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | <p>①災害時協力井戸の登録について、ホームページや保健所窓口等で継続的に呼びかけた。</p> <p>②災害時協力井戸に関するホームページについて年1回定期的に更新を行うとともに、適宜、市にも情報照会を行いながら井戸所在情報を発信した。</p>   | ①R4年度末：1399箇所        | ①                  | 健康医療部        | <p>①災害時協力井戸の登録事業の推進</p> <p>②ホームページにおける事業周知及び登録状況の提供</p>  | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | IV |
| II<br>55                 | 避難所の確保と運営体制の確立          | <p>○地震発生後に、被災者の避難生活を支援するため、各市町村における避難者等の発生規模と避難所や応急仮設住宅等における受け入れ人数等についてあらじめ評価し、必要な避難所指定や避難所受け入れ体制を確保するよう、全市町村に働きかける。</p> <p>○スースーな避難誘導や避難者のQOL（注3）確保等に向け、避難所運営マニュアル作成指針を策定し、各市町村に提示した。今後、各市町村において、同指針も参考に、地域の実情に即した「避難所運営マニュアル」の早期策定等が図られるよう働きかける。</p> <p>○また、H25年度の災害対策基本法の改正を踏まえ、同指針改訂版に基づき、各市町村に対し「避難所運営マニュアル」の充実を働きかける。</p> <p>・大阪府北部を震源とする地震の際、避難所運営にあたり、一部の市では自主防災組織による運営の仕組みが未整備であったため、市町職員が長期にわたり避難所運営に従事することにより、他の災害対応業務要員が不足することがあった。</p> <p>避難所運営の長期化も想定した、行政やそれ以外の組織等との連携による避難所運営の仕組みの検討を行う。</p>   | <p>○市町村において、取組事例の共有を図る場を設け、各市町村の課題解決につなげ、支援していく。</p> <p>○避難所のQOL（寝る、食べる、トイレ）について、女性の視点も取り入れつつ、必要物資の協定の締結数を充実する等の取組みを行っていく。</p>   | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | <p>○令和4年4月に内閣府が改訂した「避難所運営マニュアル」、「避難所におけるトイレの確保・運営ガイドライン」、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び市町村の取組事例を踏まえて、避難所運営マニュアル作成指針を改訂し、市町村への活用を図った。</p> <p>○府危機管理室が締結している防災協定の実効性を図るため、協定先への訪問を行い、発災時の対応についての認識を共有した。</p> <p>○内閣府モデル研修等に参加し、府内市町村に実施内容の共有を行った。</p>   | 左記の取組みは左記のとおり        | ①                  | 危機管理室        | <p>○市町村において、取組事例の共有を図る場を設け、各市町村の課題解決につなげ、支援していく。</p> <p>○避難所のQOL（寝る、食べる、トイレ）について、女性の視点も取り入れつつ、必要物資の協定の締結数を充実する等の取組みを行っていく。</p>   | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | IV |
| II<br>56                 | 福祉避難所の確保                | <p>○地震発生後に、居宅、避難所等では自立的生活や適切な処遇が確保できない要配慮者の避難生活を支援するため、既に市町村に對して福祉避難所（二次的避難所）の指定を働きかけている。H25年度の災害対策基本法の改正（注4）を踏まえ、集中取組期間中に、全市町村での適切な福祉避難所の指定を働きかける。</p> <p>○また、民間福祉関係者等の協力を得て、福祉避難所に必要となる、要配慮者の利用に配慮した設備等や介助職員等の確保を働きかける。</p> <p>○あわせて、福祉避難所の確実的体制として、民間社会福祉事業者の協力を得て、社会福祉施設における緊急一時的な受け入れ体制を働きかける。</p>  | <p>○2市において指定福祉避難所が0となったため、指定に向け福祉部と共同で2市に對して働きかけていく。</p> <p>○引き続き市町村における福祉避難所の拡充・取組が進むよう支援していく。</p> <p>○DWATチーム員に対し、養成研修において福祉避難所の啓発を行う。</p>   | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | <p>○指定福祉避難所の指定数0の市は1市のみとなった。</p> <p>○大阪府社会福祉協議会の施設部会において、社会福祉施設等の福祉避難所としての協力を依頼した。併せて、府立学校（支援学校含む）に対して、校長・事務長会議にて避難所・福祉避難所としての協力を改めて依頼した。</p> <p>○京都府・奈良県との合同養成研修において、啓発を行った。（31名受講）</p>   | 左記の取組みは左記のとおり        | ①                  | 危機管理室<br>福祉部 | <p>○指定福祉避難所0の1市に対して、指定数を増やせるよう働きかけていく。</p> <p>○引き続き市町村における福祉避難所の拡充・取組が進むよう支援していく。</p> <p>○DWATチーム員に対し、養成研修において福祉避難所の啓発を行う。</p>   | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | IV |
| II<br>57                 | 帰宅困難者対策の確立              | <p>○地震発生後に、府内で就業する事業者、雇用者の安全確保のため、国・大阪市・関西広域連合や経済団体等と連携して、帰宅困難者対策を確立する。</p> <p>○H26年度に策定した、「一斉帰宅の抑制」対策のためのガイドラインについて、事業者ごとの防災計画策定や具体的な備えを働きかけていく。</p> <p>○帰宅困難者等が多数集中し、混乱が危惧される大阪駅等の主要ターミナル周辺の混乱防止策について、一時滞在施設の確保など鉄道事業者等との連携により確立されるよう支援する。</p> <p>○府県を越えた「帰宅支援」については、関西広域連合の検討の場において、支援策を確立する。</p> <p>・「事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドライン」で想定していない出勤時間帯に地震が発生し、企業における従業員への対応がまちまちであつたため、発災時間帯別の出勤及び帰宅困難者の対応を検討する。</p> <p>・北部地震では、鉄道が軒並み運行を見合わせたが、運行停止状況や復旧の目途など、情報発信に支障が生じたことから、主要駅を中心に滞留者が発生したため、鉄道事業者等における運行再開情報等の発信や駅間停車列車の救済対応を働きかけ、情報発信の充実・強化、行き場のない帰宅困難者等への対応の検討を進めていく。</p> | <p>①一斉帰宅の抑制については、啓発動画を活用し、経済団体や協定締結企業等との連携や防災講演等により企業に働きかけていく。</p> <p>②超簡易版B C Pを引き続き事業者に働きかける。</p> <p>③ターミナルの混乱防止について、大阪市の協議会等に参画し、オフィスビルや商業施設等の管理者に一時滞在施設の提供を働きかける。また、引き続き府の危機管理部局・観光部局と連携し、災害時ににおける旅行者の受け入れ等に関する協定についても締結先が増えるよう進めていく。</p> <p>④帰宅支援については、関西広域連合の協議会において訓練を実施するとともに支援体制の充実を図る。</p> <p>⑤近畿運輸局や鉄道事業者と連携して、大規模な地震発生時における鉄道の運行情報等に関する情報伝達訓練を実施し、情報集約や伝達の充実を図る。</p> | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | <p>①一斉帰宅の抑制については、啓発動画を活用しつつ、「社員と会社を守る防災ガイド」を用いて、経済団体や協定締結企業等との連携や防災講演等により、企業に社内待機の準備をするよう働きかけていく。</p> <p>②超簡易版B C Pを引き続き事業者に働きかける。</p> <p>③ターミナルの混乱防止については、府有施設や府立施設について、当該施設を一時滞在施設として確保を希望する市町村に提供できるよう協力するとともに、広域的な立場から事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求める。また、引き続き府及び大阪市の観光部局とも連携し、災害時ににおける旅行者の受け入れ等に関する協定についても締結先が増えるよう進めしていく。</p> <p>④帰宅支援については、関西広域連合の協議会において訓練を実施するとともに、実行性確保に向けて各関係機関との調整を進める。</p> <p>⑤近畿運輸局や鉄道事業者と連携して、大規模な地震発生時における鉄道の運行情報等に関する情報伝達訓練を実施し、情報集約や伝達の充実を図る。</p> | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | IV                 |              |  |                      |    |
| II<br>58                 | 後方支援活動拠点の整備充実と広域避難地等の確保 | <p>○地震発生後に、府内の被災者の救出・救助等にあたる自衛隊・消防・警察等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点や、火災の延焼拡大によって生じる輻射熱や熱気流から住民の安全を確保するための広域避難地等の確保、充実を図る。</p> <p>○後方支援活動拠点については、集中取組期間中に、支援部隊の府域全域での迅速な展開を図る観点から、被害想定に基づく府域全体の配置のあり方を検証し、充実を図る。</p> <p>○また、国の南海トラフ巨大地震対策計画等の検討を踏まえ、活動拠点の配置、運用や受け入れ計画の見直しを行う。</p>   | <p>①久宝寺緑地、蜻蛉池公園の拡張整備</p> <p>②広域支援部隊の受け入等、各種マニュアル・計画について、関係者の役割分担等により実効性のある内容への見直し検討を行う。</p>  | ①712ha               | <p>①久宝寺緑地、蜻蛉池公園の拡張整備を進めた。</p> <p>②令和4年11月、久宝寺緑地において、時間経過に応じた部隊展開等について自衛隊等救助機関と連携し現地確認を実施した。</p>  | ①711ha               | ①久宝寺緑地、蜻蛉池公園他の拡張整備 | ①711ha       | I  |                      |    |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

## 〔ミッションⅡ〕 地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| タスク番号<br>■は<br>重視 | No. | アクション名                               | 内 容 (新APより抜粋)  | 令和4年度の目標  |   | 取組み指標   | 令和4年度の実績  |                     | 取組み指標  | 進捗評価  | 担当部局  | 令和5年度の取組み予定                             |       | 取組み指標 | 分類 |
|-------------------|-----|--------------------------------------|--|---|---|---|---|---------------------|--|---|---|---|-------|-------|----|
|                   |     |                                      |  | 令和4年度の目標  | 取組み指標   |   | 令和4年度の実績  | 取組み指標               |  |   |   | 令和5年度の取組み予定                             | 取組み指標 |       |    |
| II                | 59  | DPATの編成等の被災者のこころのケアの実施               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震発生時に、恐怖や避難所での厳しい生活等による強度の不安、抑うつ、イライラ等のストレスPTSD（注1）に対応するため、「こころのケア」を行うことができる人材の養成等、こころの健康に関する相談の実施体制を確保する。</li> <li>○被災時のこころのケアマニュアルの必要に応じた改訂と、DPATの編成の充実を図る。</li> <li>・精神科病院の被災状況を把握する際に、EMI Sでは確認できない精神科特有の情報（保護室・隔離拘束等の状況）の把握が困難であったため、精神科病院の被災状況を把握できるよう、EMIS入力時の精神科特有の情報入力のルールを検討するとともに情報共有のあり方について、DPAT事務局と協議検討を行なう。</li> <li>・夜間・休日の精神科救急ダイヤル等の委託事業において、交通途絶等による出勤困難により、体制確保の調整をするために時間を使いため、夜間・休日の精神科救急ダイヤル等の委託業者と夜間・休日体制の職員配置、オンコール等の基準を検討する。</li> </ul> | <p>①大阪DPAT養成研修を開催し、大阪DPAT隊員を養成する。<br/>②大阪DPAT隊員登録者を対象に、技能維持研修を実施し、DPAT活動能力の維持向上をめざす。<br/>③保健所や市町村の精神保健福祉担当者、災害対策担当者等（ケースワーカー・保健師等）に対して、災害時等のこころのケアに関する研修を実施する。<br/>④EMISに連動した大阪府救急災害医療情報システムによる情報入力が適切に行えるよう、入力演習を実施するとともに、その結果を病院にフィードバックすることで、病院による情報発信力の向上を図る。</p> | <p>①年1回開催<br/>②年1回開催<br/>③年1回開催<br/>④年1回</p>  | <p>①9/24・25大阪DPAT養成研修を開催。【新規隊員登録者：18名】<br/>②大阪DPAT技能維持研修をeラーニング配信で開催。【受講申込者：25名、アンケート回収者：18名】<br/>③12/22災害時等のこころのケア研修を開催。【受講者：25名】<br/>④新型コロナウイルス感染症の影響により入力演習は中止したが、DPAT研修の中で、EMISの講義を実施した。</p>  | <p>取組み実績は左記のとおり</p>   | <p>①</p>            | <p>健康医療部<br/>健康医療部</p>   | <p>①大阪DPAT養成研修を開催し、大阪DPAT隊員を養成する。<br/>②大阪DPAT隊員登録者を対象に、技能維持研修を実施し、DPAT活動能力の維持向上をめざす。<br/>③保健所や市町村の精神保健福祉担当者、災害対策担当者等（ケースワーカー・保健師等）に対して、災害時等のこころのケアに関する研修を実施する。<br/>④EMISに連動した大阪府救急災害医療情報システムによる情報入力が適切に行えるよう、入力演習を実施するとともに、その結果を病院にフィードバックすることで、病院による情報発信力の向上を図る。<br/>⑤大阪DPAT運営委員会を開催し、人材育成・確保、受援体制の整備、派遣体制の整備等について協議を行なう。<br/>⑥おおさか精神科救急ダイヤルにおいて、委託業者及び大阪市、堺市と災害発生時の対応を確認する。</p> | <p>①年1回開催<br/>②年1回開催<br/>③年1回開催<br/>④年1回</p>  | <p>⑤年1回開催<br/>⑥左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価</p> | II    |       |    |
|                   |     |                                      |  |   |   |   |   |                     |  |   |   |   |       |       |    |
| II                | 60  | 災害時における被災児童生徒のこころのケアの実施              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内各学校において、避難者として転入があること、児童生徒が精神的な被害を被ることなどをふまえ、被災児童生徒のこころのケアを行うためスクールカウンセラー等の緊急派遣体制を確保する。</li> <li>○高等学校においては、スクールカウンセラーの連絡協議会において、災害時における生徒の心のケアに関する教職員の専門性の向上に努める。</li> <li>・支援学校においては、地震等の災害時における児童生徒の心のケアなどの対応方法について、臨床心理士による研修の実施など、教職員の専門性の向上に努める。</li> <li>・小中学校においては、大規模災害時における府教育庁と市町村教育委員会が連携した緊急支援体制について、専門家の意見も参考に方向性を明示し、市町村教育委員会及びスクールカウンセラーに周知していく。</li> </ul>  | <p>①引き続き、スクールカウンセラーの連絡協議会において、災害時における生徒の心のケアに関する教職員の専門性の向上に努める。【高校】<br/>②引き続き、各校で臨床心理士等により災害時における幼児児童生徒の心のケアに関する指導を行なうなど、教職員の専門性の向上を図る。【支援学校】<br/>③大規模災害等 緊急事案発生時、要請に基づき学校及び市町村に対して、スクールカウンセラーをはじめとする府の緊急支援チームの派遣や、市町村教育委員会への府の支援等を周知、指導助言していく。【市町村立学校】</p>           | <p>①スクールカウンセラー連絡協議会において、災害時における生徒の心のケアに関する教職員の専門性の向上に努める。【高校】<br/>②引き続き、各校で臨床心理士等により災害時における幼児児童生徒の心のケアに関する指導を行なうなど、教職員の専門性の向上を図る。【支援学校】<br/>③大規模災害等 緊急事案発生時、要請に基づき学校及び市町村に対して、スクールカウンセラーをはじめとする府の緊急支援チームの派遣や、市町村教育委員会への府の支援等を周知、指導助言していく。【市町村立学校】</p> | <p>①スクールカウンセラー連絡協議会を2回実施<br/>③地区別ブロック研修会<br/>④研修会を4地区ごとに1回ずつ開催（8月）<br/>SSSV会議（7月）<br/>SSCV等及びSSWSV合同を1回開催（9月）</p>   | <p>①</p>  | <p>教育庁</p>          | <p>①引き続き、スクールカウンセラー連絡協議会において、災害時における生徒の心のケアに関する教職員の専門性の向上に努める。【高校】<br/>②引き続き、各校で臨床心理士等により災害時における幼児児童生徒の心のケアに関する指導を行なうなど、教職員の専門性の向上を図る。【支援学校】<br/>③大規模災害等 緊急事案発生時、要請に基づき学校及び市町村に対して、スクールカウンセラーをはじめとする府の緊急支援チームの派遣や、市町村教育委員会への府の支援等を周知、指導助言していく。【市町村立学校】</p> | <p>①スクールカウンセラー連絡協議会において、災害時における生徒の心のケアについて取り上げ、研修を実施する。【支援学校】<br/>③研修会の実施（年2回）</p>  | <p>①スクールカウンセラー連絡協議会において、災害時における生徒の心のケアについて取り上げ、研修を実施する。【支援学校】<br/>③研修会の実施（年2回）</p>                                      | II                                      |       |       |    |
|                   |     |                                      |  |   |   |   |   |                     |  |   |   |   |       |       |    |
| II                | 61  | 被災者の巡回健康相談等の実施                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震発生後に、避難者の健康管理や生活環境の整備を行うために、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅などにおいて、医師、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制を確保する。</li> <li>・支援学校においては、地震等の災害時における児童生徒の心のケアなどの対応方法について、臨床心理士による研修の実施など、教職員の専門性の向上に努める。</li> <li>・小中学校においては、大規模災害時における府教育庁と市町村教育委員会が連携した緊急支援体制について、専門家の意見も参考に方向性を明示し、市町村教育委員会及びスクールカウンセラーに周知していく。</li> </ul>  | <p>新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、WEB開催・参集による研修実施など、柔軟な開催手法を検討とともに、研修指導者を養成するため、年1回以上の研修実施に努める。</p> <p>また、健康危機管理研修を通じて養成した保健所の指導者を中心に、管内の市町村等の関係機関を対象に行なう訓練・研修等を定着化させ、災害時の対応力強化を図る。</p>  | <p>・国研修派遣 6名以上<br/>・府研修 年1回以上<br/>・各保健所における訓練・研修等を年1回以上実施</p>   | <p>災害時健康危機管理支援チーム養成研修として、後方支援に関する講義と被災地保健所並びにCDHEATにて実施すべき活動内容について理解し自立的に行えることを目標として府内18保健所を被災地保健所と支援保健所に分け、被災地保健所において、実践型訓練研修を実施した。併せて、支援保健所においては各所属独自に後方支援に関する訓練を行なった。</p> <p>昨年度同様、研修計画の策定と提出を課題とし、研修には関係機関を加えることを必須とした。</p> <p>国DHEAT事務局の実施する研修並びに国への派遣研修へ参加した。</p> | <p>・国研修派遣 基礎編10/27:9名<br/>・府研修 12/23-24:2名<br/>・各保健所における訓練・研修等 12/8-9:2名<br/>・高度編 6/23-24:2名<br/>・・・<br/>・府研修 12/16-19名<br/>・各保健所における訓練・研修等 117訓練:11回<br/>・ファシリテーター:28名</p>   | <p>①</p>            | <p>健康医療部<br/>健康医療部</p>   | <p>引続き柔軟な開催手法を検討とともに、研修指導者を養成するため、年1回以上の研修実施に努める。<br/>また、昨年実施した実践型の健康危機管理研修を通じて養成した保健所の指導者を中心に、管内の市町村等の関係機関を加えたより実践に即した訓練・研修等を定着化させ、災害時の対応力強化を図る。</p>   | <p>・国研修派遣 6名以上<br/>・府研修 年1回以上<br/>・各保健所における訓練・研修等を年1回以上実施</p>   | I                                       |       |       |    |
|                   |     |                                      |  |   |   |   |   |                     |  |   |   |   |       |       |    |
| II                | 62  | 災害時における福祉専門職等(災害派遣福祉チーム等)の確保体制の充実・強化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」の体制強化を図るとともに、訓練の実施などを引き継ぎ行なう。</li> <li>○地震発生後に、被災した府民の福祉ニーズに対応できるよう、先行取組みとして、H26年度中に、府内の福祉関係施設や事業所団体、職能団体、事業者団体が参画する「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」を構築する。</li> <li>・大阪府災害福祉広域支援ネットワークを活用し、避難所の運営支援、被災市町村への福祉専門職の人員派遣（災害派遣福祉チーム等）やサービスに必要な福利用具、資材等の供給、被災者の受け入れ調整等を行うための体制整備を図るとともに訓練の実施を行う。</li> <li>・被災地における「人」の支援が重要であり、福祉分野について専門職による支援が必要となるため、民間施設等の福祉専門職からなる災害派遣福祉チーム（DWATT）を構築し、被災地に派遣できる体制を整えていく。</li> </ul>   | <p>○令和3年度に引き続き、「大阪DWATT」の更なるチーム力の向上を図るために、訓練の実施などを引き継ぎ行なう。</p> <p>○地震発生後に、被災した府民の福祉ニーズに対応できるよう、先行取組みとして、H26年度中に、府内の福祉関係施設や事業所団体、職能団体、事業者団体が参画する「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」を構築する。</p>  | <p>左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価</p>   | <p>左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価</p>   | <p>災害派遣福祉チーム（DWATT）の体制の充実・強化に向けて、主に以下の取組みを実施した。</p> <p>○災害福祉支援ネットワーク会議を1回開催。（災害対応訓練を兼ねて開催）<br/>○京都府、奈良県と合同養成研修を2回開催し、新たに26名がチーム員登録した。</p> <p>○泉州圏域チーム員の確保を目的とした養成研修を1回開催し、新たに11名がチーム員登録した。</p> <p>○ステップアップ研修を2回開催し、65名のスキルアップを図った。</p> <p>○コーディネーター研修を1回開催し、6名のスキルアップを図った。</p> <p>○豊能圏域等では、自動的にチーム員が交流会等を開催し、平時からの協力体制づくりに着手。本府もオブザーバーとして参画し支援を実施。合わせて豊能圏域の取組みを他圏域のメンバーに周知を図った。</p> | <p>取組み実績は左記のとおり</p> | <p>①</p>   | <p>福祉部</p>  | <p>○これまで引き続き、「大阪DWATT」の更なるチーム力の向上を図るために、合同養成研修による新たなチーム員の養成、ステップアップ研修等、訓練・ネットワーク会議の開催を通じて、災害時における福祉支援体制の充実・強化を進めます。</p> | <p>左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価</p>             | II    |       |    |
|                   |     |                                      |  |   |   |   |   |                     |  |   |   |   |       |       |    |
| II                | 63  | 被災地域の食品衛生監視活動の実施                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震発生後に、被災地域における食中毒の未然防止を図るため、食品関係施設への監視指導及び衛生講習会並びに消費者への広報及び衛生講習会を効果的・効率的にできるよう検討し実施。</li> </ul>   | <p>食品関係施設への監視指導及び衛生講習会並びに消費者への広報及び衛生講習会を効果的・効率的にできるよう検討し実施。</p>   | <p>左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価</p>   | <p>左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価</p>   | <p>広域に流通する食品製造施設や大量調理施設等を中心に食品関係施設への監視指導を実施するとともに、府内の各保健所等において食品の衛生管理等について講習会（154回）を実施することで、平常時はもとより被災時においても食品衛生が確保できるよう努めた。</p>  | <p>取組み実績は左記のとおり</p> | <p>①</p>   | <p>健康医療部</p>  | <p>食品関係施設への監視指導及び衛生講習会並びに消費者への広報及び衛生講習会を効果的・効率的にできるよう検討し実施。</p>   | <p>左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価</p>             | II    |       |    |
|                   |     |                                      |  |   |   |   |   |                     |  |   |   |   |       |       |    |
| II                | 64  | 被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の感染症対策に係る情報を府ホームページ「災害と感染症」に掲載し、府民に対して啓発を行う。</li> <li>・引き続き、市町村との連携体制を強化し、国から災害時の感染症対策に係る通知が発出された場合、速やかに共有を行う。</li> </ul>   | <p>左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価</p>   | <p>左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価</p>   | <p>・大阪府ホームページ「災害と感染症」に掲載している啓発資料を更新し、広く府民に対して啓発を行なった。</p> <p>・令和4年12月24日及び令和5年1月25日付け厚生労働省事務連絡「大雨による災害に係る感染症予防対策等について」に基づき、各市町村保健医療主管部局等に災害時の感染症対策について周知を行なった。</p>  | <p>取組み実績は左記のとおり</p>   | <p>①</p>            | <p>健康医療部</p>   | <p>・災害時の感染症対策に係る情報を府ホームページに掲載し、府民に対して啓発を行う。</p> <p>・引き続き、市町村との連携体制を強化し、国から災害時の感染症対策に係る通知が発出された場合、速やかに共有を行う。</p>   | <p>左記の取組みの達成状況を</p>   |   |       |       |    |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

## 〔ミッションⅡ〕 地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| シ<br>ヨ<br>ン<br>No.<br>■は<br>重<br>点 | アクション名                  | 内 容 (新APより抜粋)   | 令和4年度の目標   |                      | 取組み指標   | 令和4年度の実績  |       | 取組み指標   | 進捗評価   | 担当部局                 | 令和5年度の取組み予定 |       | 取組み指標 | 分類 |
|------------------------------------|-------------------------|---|--|----------------------|---|---|-------|---|--|----------------------|-------------|-------|-------|----|
|                                    |                         |   | 令和4年度の目標   | 取組み指標                |   | 令和4年度の実績  | 取組み指標 |   |  |                      | 令和5年度の取組み予定 | 取組み指標 |       |    |
| II<br>66                           | 下水道機能の早期確保              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震発生後に、流域下水道施設の処理機能のうち、揚排水機能、沈殿機能、消毒機能が早期に確保出来るよう策定した業務継続計画（下水道BCP（H25年度策定））について、集中取組期間中に点検を行い、仮設ポンプ、仮設沈殿池の設置等、具体的な復旧計画を追加する等、現計画の改訂を行う。</li> <li>・地震発生直後の緊急点検（地上からの目視）では管渠内の異常が発見できなかったため、緊急点検の内容の見直しを行う。</li> <li>・台風により受電設備が損傷した送泥ポンプ場は、電源を喪失し機能が停止したため、非常用発電機等による電源確保を進める。</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災訓練等を通じてBCPを点検し、必要に応じて改善やレベルアップを実施</li> <li>○防災訓練等を通じて管渠緊急点検の点検調査体制等を点検し、必要に応じて改善やレベルアップを実施</li> </ul>  | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | 大阪市と締結した「緊急時における下水汚泥の共同処理に関する協定」に基づく緊急対応について、訓練を実施し、BCPの改善を実施した。  | 取組み実績は左記のとおり  | ①     | 都市整備部   | ○防災訓練等を通じてBCPを点検し、必要に応じて改善やレベルアップを実施   | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | II          |       |       |    |
| II<br>67                           | し尿及び浄化槽汚泥の適正処理          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震発生後に、関係施設が被害を受けた場合や避難所等に仮設トイレ（汲取り式）を設置する場合にも、市町村が適正処理できるよう、関係機関（大阪府衛生管理協同組合等）との連携体制の充実など、広域的な支援の要請、調整を行なう。</li> </ul>   | 大阪府衛生管理協同組合との災害時団体救援協定の継続  | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | 大阪府衛生管理協同組合との災害時団体救援協定の継続締結による連携体制を継続して確保   | 取組み実績は左記のとおり  | ①     | 健康医療部   | 大阪府衛生管理協同組合との災害時団体救援協定の継続  | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | II          |       |       |    |
| II<br>68                           | 生活ごみの適正処理               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震発生後に、被災地域の衛生状態を維持するため、府内市町村等の廃棄物処理施設が被害を受けた場合にも、生活ごみの処理が適正に行われるよう、府が広域的な応援要請や応援活動の調整を行う等、適正処理を支援するため、他府県等、関係機関との連携体制の充実を図る。</li> </ul>  | 市町村等と連携して災害廃棄物処理に関する手順等に係る研修等を実施【継続】   | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | 市町村等と連携して研修等を3回実施。  | 取組み実績は左記のとおり  | ①     | 環境農林水産部   | 市町村等と連携して災害廃棄物処理に関する手順等に係る研修等を実施【継続】   | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | IV          |       |       |    |
| II<br>69                           | 管理化学物質の適正管理指導           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震発生に伴う有害化学物質の周辺環境への飛散・流出が原因となる二次災害を防止するため、「大阪府化学物質適正管理指針」に基づき、事業者による環境リスク低減対策の検討・実施を働きかける。集中取組期間中に、一定規模以上の事業者に対して、化学物質管理計画書の変更届出完了を指導するとともに、管理化学物質等に係る法令の権限が移譲された市町村においても、同様の取組みが行われるよう働きかける。</li> <li>○また、二次災害の拡大防止及び消防活動の安全性を向上するため、府から市町村消防局等に対して、対象事業者の管理化学物質の取扱いに係る情報を提供し、相互共有を完了する。</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>①届出内容に変更のあった事業者や新規対象事業者に対し届出指導。立入検査等により対策推進指導</li> <li>②市町村消防部局に、届出に基づく事業所の管理化学物質の取扱いに関する情報報を、5月頃に提供</li> </ul>   | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | <ul style="list-style-type: none"> <li>①届出内容に変更のあった事業者や新規対象事業者に対し届出指導を行うとともに、立入検査等により対策推進指導を実施（令和4年度立入検査実績：45件）</li> <li>②市町村消防部局に、届出に基づく事業所の管理化学物質の取扱いに関する情報報を、令和4年5月に提供</li> </ul>  | 取組み実績は左記のとおり  | ①     | 環境農林水産部   | <ul style="list-style-type: none"> <li>①届出内容に変更のあった事業者や新規対象事業者に対し届出指導。立入検査等により対策推進指導</li> <li>②市町村消防部局に、届出に基づく事業所の管理化学物質の取扱いに関する情報報を、5月頃に提供。</li> </ul>  | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | IV          |       |       |    |
| II<br>70                           | 有害物質（石綿、PCB等）の拡散防止対策の促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震発生時に、建物倒壊等により発生する可能性がある石綿、P C B 等有害物質の周辺環境への拡散・漏洩を防止するため、適正処理を解体業者等に働きかけるとともに、集中取組期間中に、拡散・漏洩による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備する。</li> <li>○また、石綿等、有害物質に係る法令の権限が移譲された市町村においても、同様の取組みが行われるよう働きかける。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>①関係団体の研修会等に講師を派遣し、石綿飛散防止対策について周知</li> <li>②府民向け啓発の実施</li> <li>③解体業者等に対し、建設リサイクル法に係る説明会等の場を活用し、建設廃棄物及びPCB廃棄物の適正処理について周知【継続】</li> </ul>   | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | <ul style="list-style-type: none"> <li>①大阪府住宅リフォームマイスター制度推進協議会が主催する講習会及び泉州農と緑の総合事務所が主催するニセコへ講師を派遣し、石綿飛散防止対策について周知した。地域防災推進員講習の講座としてエントリーしたが、エントリーはなし。</li> <li>②大阪府石綿飛散防止対策セミナーを開催し、解体等工事の発注者、施工業者等に石綿飛散防止対策について周知した。</li> <li>③建設リサイクル法に係る説明会において、解体等工事の施工業者等に対し、石綿飛散防止対策や建設廃棄物及びPCB廃棄物の適正処理について周知した。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>①講師派遣 2回</li> <li>②セミナー 1回</li> <li>③説明会 2回</li> </ul>   | ①     | 環境農林水産部   | <ul style="list-style-type: none"> <li>①関係団体の研修会等に講師を派遣し、石綿飛散防止対策について周知</li> <li>②府民向け啓発の実施</li> <li>③解体業者等に対し、建設リサイクル法に係る説明会等の場を活用し、石綿飛散防止や建設廃棄物及びPCB廃棄物の適正処理について周知</li> </ul>                                    | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | II          |       |       |    |
| II<br>71                           | 火薬類・高圧ガス製造事業所の保安対策の促進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震発生時に、火薬類・高圧ガス等の周辺環境への漏洩を防止するため、事業所への立入検査等により、火薬庫、可燃性ガス貯槽や消防火設備等に関する法令遵守の徹底や、耐震性の向上等の自主保安の取組みを指導する。</li> <li>○また、「火薬類取締法」、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の権限が移譲された市町村においても、同様の取組みが行われるよう働きかける。</li> <li>・地震や強風により、LPガスの容器転倒や漏えいが発生した。事業者に対する自主保安の指導徹底、業界団体等に事故の未然防止の周知など事故発生時の対応体制の維持を要請する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業所に対する立入検査</li> <li>・事業所に対する立入検査等を通じた法令遵守の徹底や耐震性の向上等の自主保安の取組み促進</li> <li>・府所管（1年あたり）</li> <li>火薬類：4か所、高圧ガス：13か所、液化石油ガス：4か所</li> <li>・府内消防機関及び関係者への耐震対策に係る情報共有・周知</li> <li>・権限移譲している市町村（消防局・本部）と「保安3法事務連携機構おおさか」等を通じて、事事故例の情報共有・申請・届出の審査や立入検査時の指導内容の統一化を図っていく等、保安体制の向上に取組んだ。</li> <li>・各種保安教育の機会を通じて、府内消防機関及び関係者に対し耐震対策に係る情報共有・周知を行った。</li> <li>③業界団体に地震等への対応を要請</li> <li>・容器の転倒防止措置の再点検</li> <li>・地震等により、容器の転倒やガスの漏えい等があったときに迅速に対応できる体制の維持</li> </ul> | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業所に対する立入検査</li> <li>・事業所に対する立入検査等を通じた法令遵守の徹底や耐震性の向上等の自主保安の取組み促進</li> <li>・府所管（1年あたり）</li> <li>火薬類：4か所、高圧ガス：11か所</li> <li>液化石油ガス：5か所</li> <li>②府内消防機関及び関係者への耐震対策に係る情報共有・周知</li> <li>・権限移譲している市町村（消防局・本部）と「保安3法事務連携機構おおさか」等を通じて、事事故例の情報共有・申請・届出の審査や立入検査時の指導内容の統一化を図っていく等、保安体制の向上に取組んだ。</li> <li>・各種保安教育の機会を通じて、府内消防機関及び関係者に対し耐震対策に係る情報共有・周知を行った。</li> <li>③業界団体に地震等への対応を要請</li> <li>・容器の転倒防止措置の再点検</li> <li>・地震等により、容器の転倒やガスの漏えい等があったときに迅速に対応できる体制の維持</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①府所管</li> <li>火薬類：6か所</li> <li>高圧ガス：11か所</li> <li>液化石油ガス：5か所</li> <li>②保安3法事務連携機構おおさか作業部会：2回</li> <li>・各種保安教育の機会を通じて、府内消防機関及び関係者に対し耐震対策に係る情報共有・周知を行った。</li> <li>③業界団体に地震等への対応を要請</li> <li>・容器の転倒防止措置の再点検</li> <li>・地震等により、容器の転倒やガスの漏えい等があったときに迅速に対応できる体制の維持</li> </ul> | 危機管理室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業所に対する立入検査</li> <li>・事業所に対する立入検査等を通じた法令遵守の徹底や耐震性の向上等の自主保安の取組み促進</li> <li>・府所管（1年あたり）</li> <li>火薬類：6か所、高圧ガス：13か所、液化石油ガス：5か所</li> <li>②府内消防機関及び関係者への耐震対策に係る情報共有・周知</li> <li>・府内消防機関に保安3法事務連携機構おおさか等を通じて自主保安の取組みに関する情報共有を行うことで、同様の取組みを促す。</li> <li>・高圧ガス保安研修会、LPガス保安講習会、火薬類保安講習会等の各種保安教育の機会を通じて、関係事業者に対し耐震性の向上等の自主保安の取組みに関する情報を周知する。</li> <li>③業界団体に地震等への対応を要請する。</li> <li>・容器の転倒防止措置の再点検</li> <li>・地震等により、容器の転倒やガスの漏えい等があったときに迅速に対応できる体制の維持</li> </ul> | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価   | II                   |             |       |       |    |
| II<br>72                           | 毒物劇物営業者における防災体制の指導      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震発生時に、貯蔵施設の破壊等により周辺環境への漏洩等を防止するため、毒物劇物営業者に対し、定期的な立入検査を実施し、毒物劇物の適正な使用・保管管理、法令遵守の徹底を働きかける。</li> <li>○毒物劇物に係る法令の権限が移譲された保健所設置市においても、同市からの要請に応じて、同様の取組みが行われるよう働きかける。</li> </ul>  | 毒物劇物営業者の施設への立入調査等を実施(約250件)。違法状態があつた場合は、是正を求める。法令遵守を徹底。  | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | 毒物劇物営業者の施設への立入調査等を実施(193件)。違法状態があつた場合は、是正を求める。法令遵守を徹底。(9件)  | 取組み実績は左記のとおり  | ①     | 健康医療部   | 毒物劇物営業者の施設への立入調査等を実施(約250件)。違法状態があつた場合は、是正を求める。法令遵守を徹底。  | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | II          |       |       |    |
| II<br>73                           | 遺体対策                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「大阪府広域火葬計画」に基づき、地震発生後に多数の犠牲者が発生した場合に備え、亡くなられた方の尊厳を確保した遺体の処理、火葬等が行えるよう、集中取組期間中に、市町村において、ご遺体の保存に必要な資材の調達、輸送手段の確保等の必要な措置の検討及びそれらの措置に関する祭葬関係団体との広域的な援助協定締結等を働きかける。</li> </ul>   | 前年までに引き続き、市町村担当部局との連携を確認、広域火葬体制の確保に努める。  | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | 市町村担当部局との連携、緊急連絡体制の確認を実施した。   | 取組み実績は左記のとおり  | ①     | 健康医療部   | 前年までに引き続き、市町村担当部局との連携を確認、広域火葬体制の確保に努める。  | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | IV          |       |       |    |
| II<br>74                           | 愛護動物の救護                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震発生後に、飼い主がわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護等を図るために、市町村や大阪府獣医師会等の関係団体と協力し、集中取組期間中にVMAT（災害派遣獣医チーム）等が動物救護活動を行ふためのマニュアルを整備するとともに、他府県市との広域連携体制の構築を図る。</li> <li>○また、保護した被災動物の避難所設置を市町村に促すなど、動物救護施設の確保にも努める。</li> </ul>  | ①災害時等動物救護本部を構成する各団体間で、救護本部の運営や活動マニュアルについて適宜意見交換を行う。  | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | <ul style="list-style-type: none"> <li>①訓練の一環として、大阪府災害時等動物救護本部設置要領に基づき、構成団体へ災害発生時の救護本部設置にかかる緊急連絡体制確認訓練実施。また、大阪府獣医師会主催の第5回VMAT講習会に参加した。</li> <li>②八尾市が実施した同行避難訓練について、同行避難可能な避難所設置が促進されるよう、危機管理室とも連携し、各市町村に同行避難可能な避難所設置が促進されるよう、危機管理室を呼び掛けた。</li> <li>なお、各市町村の状況は次のとおり。</li> <li>○市町村地域防災計画に同行避難の記載：41自治体</li> <li>○避難所等管理者向けマニュアルの策定：24自治体</li> <li>○同行避難が可能な避難所の設置：34自治体</li> <li>③市町村における同行避難訓練へ参画し、実施に向け支援を行った。</li> <li>・八尾市(R4.5)・守口市(R5.1)</li> </ul>  | 取組み実績は左記のとおり  | ①     | 環境農林水産部   | <ul style="list-style-type: none"> <li>①災害時等動物救護本部を構成する各団体間で、救護本部の運営や活動マニュアルについて適宜意見交換を行う。</li> <li>②危機管理室とも連携し、各市町村に同行避難可能な避難所設置を促進する。</li> <li>③災害時等管理者向けマニュアルの策定：24自治体</li> <li>・八尾市(R4.5)・守口市(R5.1)</li> </ul> | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | II          |       |       |    |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

## 〔ミッションⅢ〕「大都市・大阪」の府民生活と経済の、迅速な回復のための、復旧復興対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| タスク<br>No.<br>■は<br>点 | アクション名                                     | 内 容 (新APより抜粋)   | 令和4年度の目標  | 取組み指標                | 令和4年度の実績  | 取組み指標         | 進捗<br>評価                  | 担当部局  | 令和5年度の取組み予定   | 取組み指標                | 分類 |
|-----------------------|--|---|---|----------------------|---|---------------|---------------------------|---|---|----------------------|----|
| III<br>75             | 災害ボランティアの充実<br>と連携強化                       | ○地震発生後、被災者支援等に活動いただけるボランティアのマンパワーを事前に確保するため、現在実施中の登録制度を市町村との協働により拡大する。<br>○また、大阪府社会福祉協議会や各市町村社会福祉協議会、大学等との連携により、若者世代を中心登録者数増加に向けた取組みを進め、集中取組期間中に登録者数の大幅増加を図る。<br>○ボランティア自身の安全を含め、適切に活動を行って頂けるよう、府社協等と連携して、ボランティアコーディネーターの育成や個人のスキルアップのための研修実施など、マンパワーの実効性向上のための取組みを強化する。<br>○また、ボランティア活動希望者に活動ニーズ等が速やかに伝達できるよう、メール登録制度やポータルサイトの立上げ等、ボランティア向けの情報発信を強化する。 | 引き続き大阪災害支援活動連携会議における意見交換会等において、更なる連携強化を図る。<br>また、令和4年度から大阪府社会福祉協議会に設置された常設型災害ボランティアセンターを核に、災害ボランティアに関する研修会等を開催するとともに、市町村ボランティアセンターの運営に関わる職員の確保及び質の向上を図った。(訓練、集合研修、オンライン意見交換会等計3回実施) | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | ①大阪災害支援活動連携会議において、各団体の取組みの共有や勉強会を実施し、さらなる連携強化を図った。(計2回の会議・勉強会開催)<br>②大阪府社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアに関する研修会等を開催するとともに、市町村ボランティアセンターの運営に関わる職員の確保及び質の向上を図った。(訓練、集合研修、オンライン意見交換会等計3回実施)  | 取組み実績は左記のとおり  | ①                         | 危機管理室   | 引き続き大阪災害支援活動連携会議における意見交換会等において、更なる連携強化を図る。<br>また、常設型災害ボランティアセンターを核に、災害ボランティアに関する研修会等を開催するとともに、市町村ボランティアセンターの運営に関わる職員の確保及び質の向上を図る。 | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | II |
| III<br>76             | 災害廃棄物の適正処理                                 | ○速やかな生活基盤の回復や事業者の活動再開に不可欠な災害廃棄物等の早急かつ適正な処理を図るため、集中取組期間中に、市町村に対し、災害廃棄物等の仮置場の候補地、最終処分までの処理ルート等、市町村が予め検討しておきべき事項について技術的助言を行い、市町村における災害廃棄物処理体制の確保を働きかける。<br>○また、府域での処理が困難な場合に備え、他府県と連携した広域的な処理体制の整備を図る。   | ○災害廃棄物の迅速な処理体制の構築が図れるよう市町村等に対して、必要な情報提供や助言等を実施【継続】<br>○市町村等と連携して災害廃棄物処理に関する手順等に係る研修等を実施【継続】   | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | ○市町村等に対し、災害時ににおけるボランティアとの連携マニュアル及び片付けごとにに関するマニュアル作成、仮置場候補地の現地調査など、国と連携して災害廃棄物処理計画策定等に関する支援を実施。<br>○市町村等と連携して研修等を3回実施。   | 取組み実績は左記のとおり  | ①                         | 環境農林水産部   | ○災害廃棄物の迅速な処理体制の構築が図れるよう市町村等に対して、必要な情報提供や助言等を実施【継続】<br>○市町村等と連携して災害廃棄物処理に関する手順等に係る研修等を実施【継続】                                       | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価 | IV |
| III<br>77             | 応急仮設住宅の早期供給体制の整備                           | ○被災者の避難生活を支援するため、被災者が恒久住宅に移行するまでに必要と見込まれる応急仮設住宅については、「建設型仮設住宅」において市町村と連携した建設候補地を確保するとともに、「借上型仮設住宅」においては平時より関連する民間団体との連携強化、仮設住宅となる民間住宅の借り上げ等により、その速やかな確保に向けた体制整備を行う。   | <建設型仮設住宅><br>協定締結3者との伝達訓練の実施<br>応急仮設住宅建設マニュアルの充実化   | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | <建設型仮設住宅><br>協定締結3者との伝達訓練等の実施(9月、1月)<br>現地確認チップスを用いた現地確認訓練(1月)<br>プレ開催の応急仮設住宅対応訓練への協力<br>応急仮設住宅建設マニュアルの改訂   | 取組み実績は左記のとおり  | 危機管理室<br>都市整備部(旧住宅まちづくり部) | <建設型仮設住宅><br>応急仮設住宅の建設確保用地の調査を実施する。<br>協定締結3者との伝達訓練の実施<br>応急仮設住宅建設マニュアルの充実化   | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価  | II                   |    |
| III<br>78             | 被災民建築物・宅地の危険度判定体制の整備                       | ○地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成、登録を進め、判定体制の充実を図る。<br>(R6年度までの目標)<br>・被災建築物応急危険度判定士の登録者数は10,000人を確保。<br>・被災宅地危険度判定士の登録者数は1,000人を確保を継続。   | <借上型仮設住宅><br>・大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度をはじめて運用したため、市町村の関係部署及び民間関係団体の支部関係者への制度周知が不十分な点もあり、速やかな連携がとれなかった。大規模な災害発生時に備え、市町村や民間関係団体との連携強化に努める。  | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | <借上型仮設住宅><br>①令和4年9月2日に協定締結団体と連携して情報伝達訓練を実施。<br>②令和5年1月17日に行なった大阪府地震・津波災害対策訓練の際に、協定締結団体及び府内43市町村と連携して情報伝達訓練を実施。   | 取組み実績は左記のとおり  | 危機管理室<br>都市整備部(旧住宅まちづくり部) | <借上型仮設住宅><br>大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度マニュアルを基に、宅地建物取引業者向け研修会及び市町村危機管理部局の会議等での制度周知を図るとともに、実際の災害時を想定した防災訓練を実施する。   | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価  | I                    |    |
| III<br>79             | 中小企業に対する事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の取組み支援 | ○地震発生後に中小企業における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう、地域経済団体と連携したBCPの策定支援やセミナーの開催等の支援策を充実させる。<br>○集中取組期間中に中小企業組合等と連携したセミナーの開催等の啓発事業を展開し、中小企業の主体的なBCP/BCMへの取組みを促進する。   | ①BCP普及啓発セミナー・ワークショップ等の開催<br>②コンサルタント等の専門家によるBCP策定支援の実施<br>(小規模補助金事業：府商工会連合会実施)<br>③中小企業組合等に対するBCP普及啓発セミナー等の開催<br>④民間企業等との連携による普及啓発<br>⑤近畿経済産業局との連携協定に基づくBCP大阪府スタイルの普及推進             | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | ①BCP普及啓発セミナー・ワークショップ等の開催<br>(小規模補助金事業：商工会・商工會議所実施) 21回、442名<br>②コンサルタント等の専門家によるBCP策定支援の実施<br>(小規模補助金事業：府商工会連合会実施) 104社<br>③中小企業組合等に対するBCP普及啓発セミナー等の開催<br>BCP策定支援 37団体<br>④民間企業等との連携による普及啓発<br>1)東京海上日動火災保険㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱との連携協定に基づく講師派遣によるセミナーの開催 4回、146名<br>2)第一生命、KDDI(KDDIまとめてオフィス関西㈱)、大阪信用金庫との連携協定に基づく展示会・セミナーの開催 4回、233名<br>3)その他、各種イベント、各種セミナー等 17回、延べ1,160名<br>⑤近畿経済産業局との連携協定に基づくBCP大阪府スタイルの普及推進<br>近畿経済産業局、関東経済産業局のセミナーでの普及啓発 2回、59名<br>⑥大阪府「超簡易版BCP『これだけは！』シート」策定方法動画の公開<br>(全体概要、自然災害対策版、新型コロナウイルス感染症対策版) | 取り組み実績は左記のとおり | 商工労働部<br>危機管理室            | ①BCP普及啓発セミナー・ワークショップ等の開催<br>②コンサルタント等の専門家によるBCP策定支援の実施<br>(小規模補助金事業：府商工会連合会実施)<br>③中小企業組合等に対するBCP普及啓発セミナー等の開催<br>④民間企業等との連携による普及啓発<br>⑤近畿経済産業局との連携協定に基づくBCP大阪府スタイルの普及推進 | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価  | I                    |    |
|                       |  | ・経済団体と連携し、更にBCP策定促進による災害対応力の強化を行うため、経済団体と連携した更なるBCP策定支援策を実施する。  |   |                      |   |               | 商工労働部<br>危機管理室            |   |   |                      |    |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

## 〔ミッションⅢ〕「大都市・大阪」の府民生活と経済の、迅速な回復のための、復旧復興対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| タスク<br>No.<br>■は<br>点 | アクション名                  | 内 容 (新APより抜粋)   | 令和4年度の目標  | 取組み指標  | 令和4年度の実績   | 取組み指標           | 進捗<br>評価 | 担当部局                                | 令和5年度の取組み予定   | 取組み指標                                       | 分類 |
|-----------------------|-------------------------|---|---|--|--|-----------------|----------|-------------------------------------|---|---|----|
| III<br>80             | 災害復旧に向けた体制の充実           | ○被災したまちを迅速に再建・回復できるようにするため、集中取組期間中に、以下の復旧に向けた体制について再点検を行い、充実を図る。<br>・公共土木施設等の速やかな復旧<br>・府有建築物等の速やかな復旧<br>・被災農地等の早期復旧支援  | ため池による被害防止と軽減を図るため、市町村等と連携した災害情報伝達訓練を実施する。  | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価                         | 令和4年度大阪府地震・津波災害対策訓練（令和5年1月17日）に際し、市町村と連携した災害情報伝達訓練を実施した。<br>訓練ではため池防災支援システムを活用し、システムによる被害及び点検報告方法を再確認した。   | 取組み実績は左記のとおり    | ①        | 環境農林水産部                             | ため池による被害防止と軽減を図るため、市町村等と連携した災害情報伝達訓練を実施する。（ため池防災支援システムの活用）  | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価                        | II |
| III<br>81             | 生活再建、事業再開等の関連情報の提供      | ○地震発生後に被災者の生活を迅速に再建・回復できるようにするため、以下の被災者支援等を通じて、関係機関に対して被災者生活再建支援制度等を周知する。<br>・中小企業者の復興に向け支援について、適切な措置を講じるための関係機関との連携・協力体制を確保・点検していく。<br>1) 被災者生活再建支援金の支給<br>・被災者に対して、被災者生活再建支援制度に基づき支援金を支給し、その生活の再建を支援する。<br>2) 就用機会の確保<br>・国の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、避難者等に対する被災地域の実情に応じた雇用確保に努める。<br>3) 中小企業に対する災害時の金融支援措置<br>・中小企業利用保険法の特例措置など国の信用補完制度における対応を踏まえ、災害によく被害を受けた中小企業者の復興を支援するために適切な措置を講じる。<br>4) 被災農林漁業者の経営支援<br>・制度資金説明会等において関係職員・団体へ災害時に活用できる農林漁業者の支援に関する各種支援制度を周知する。 | 研修等を通じて、関係機関に対して被災者生活再建支援制度等を周知する。<br>・被災者生活再建支援金の支給<br>・被災者に対して、被災者生活再建支援制度に基づき支援金を支給し、その生活の再建を支援する。<br>2) 就用機会の確保<br>・国の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、避難者等に対する被災地域の実情に応じた雇用確保に努める。<br>3) 中小企業に対する災害時の金融支援措置<br>・中小企業利用保険法の特例措置など国の信用補完制度における対応を踏まえ、災害によく被害を受けた中小企業者の復興を支援するために適切な措置を講じる。<br>4) 被災農林漁業者の経営支援<br>・制度資金説明会等において関係職員・団体へ災害時に活用できる農林漁業者の支援に関する各種支援制度を周知する。 | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価<br>左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価 | ・市町村に対し住家の被害認定調査について研修を実施。制度の内容について確認、周知を実施した。<br>・研修・訓練の実施等を通じて、OSAKALごとフィールドのBCP推進体制を整備し、職員の意識向上及び対応力向上を図る。また、訓練による検証（点検、課題整理、改善方法の検討等）やフィールド及び連携機関等との情報共有により、OSAKALごとフィールドの業務継続計画の持続的な改善に努める。 | 取組み実績は左記のとおり    | 危機管理室    | ・研修等を通じて、関係機関に対して被災者生活再建支援制度等を周知する。 | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価  | II  |    |
| III<br>82             | 大阪府復興計画策定マニュアル（案）の作成・充実 | ○被災者の生活、被災したまちを迅速に再建・回復するため、集中取組期間中に、復興計画（注）策定の手順等を取りまとめたマニュアルを事前に作成しておく。<br>○引き続きマニュアル（案）の充実を図る。   | 組織改編等を踏まえ、大阪府復興計画策定マニュアルの改訂を行う。   | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価                         | 組織改編等を踏まえ、大阪府復興計画策定マニュアル（案）の改訂を行った。  | 取組み実績は左記のとおり    | ①        | 政策企画部                               | 組織改編等を踏まえ、大阪府復興計画策定マニュアルの改訂を行う。   | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価                        | II |
| III<br>83             | 大阪府震災復興都市づくりガイドラインの改訂   | ○迅速な復興まちづくりを進めるため、震災復興都市づくりに携わる都市計画実務担当者の手引である「大阪府震災復興都市づくりガイドライン（H17策定、H26改訂）」を市町村へ周知するとともに、防災訓練や研修会等を通じて、府、市町村双方の復興に関する手続きの習熟を図る。   | 引き続き、ワーキング等の実施などにより、市町村等に対して事前復興に関する情報発信に努めるとともに、大規模な地震災害からの迅速かつ円滑な復興都市づくりに向けて、図上訓練での復興手続きの実践などを通じて、ガイドラインに示した行動手順の習熟と改善点の抽出に取り組む。  | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価                         | ・土木事務所管内（7か所）毎に、市町村研修会を開催し、ガイドラインの情報発信を行つとともに、市町村に対し、訓練等の取り組みを行うよう啓発を行った。<br>・また、復興都市づくりのノウハウを身につけるため、府内市町村を募って復興図上訓練行う、事前復興WG（大阪府都市計画協会 調査研究事業）を開催した。   | 取組み実績は左記のとおり    | ①        | 大阪都市計画局                             | 引き続き、ワーキング等の実施などにより、市町村等に対して事前復興に関する情報発信に努めるとともに、府内市町村を募り事前復興WGを開催し、復興都市づくりのノウハウの習得及び防災の意識の向上について働きかけを行う。 | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価                        | II |
| III<br>84             | 復旧資機材の調達・確保             | ○被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、集中取組期間中に復旧資機材（建設資材、木材、機械）の調達・あつ旋に向けた関係機関との連携体制の確立を図る。   | 引き続き関係機関との連携を図り、体制を確立するよう取り組んでいく。   | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価                         | 関係機関と木材（素材）の供給量について調査を実施した（2回）   | 取組み実績は左記のとおり    | ①        | 環境農林水産部                             | 引き続き関係機関との連携を図り、体制を確立するよう取り組んでいく。   | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価                        | II |
| III<br>85             | 特定大規模災害からの復旧事業に係る府の代行   | ○円滑かつ迅速な復興のため、集中取組期間中に特定大規模災害における市町村の復旧事業に係る府の代行手続きをあらかじめ定める。   | 国による代行手続きの事例等を収集しながら、府の代行手続きの設定に向け、課題整理を実施。   | 左記の取組みの達成状況をR4年度末に評価                         | 国による代行手続きの事例等を収集確認した。  | 取組み実績は左記のとおり    | ①        | 全部局                                 | 国による代行手続きの事例等を収集しながら、府の代行手続きの設定に向け、課題整理を実施。   | 左記の取組みの達成状況をR5年度末に評価                        | II |
| III<br>86             | 地籍調査の推進                 | ○被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、とりわけ南海トラフ巨大地震により建物全壊被害が想定される地域において、道路やライフラインの復旧、まちの復興の基礎となる現地復元性のある地図の整備に向けた、官民境界等先行調査の実施を市町村に働きかける。  | ○対象市町へ津波浸水想定区域における官民境界等先行調査の実施を促進   | 110km2/約123km2 (R3)<br>⇒約111km2/約123km2(R4)  | ○未着手・休止市町村に対し、首長に直接訪問し、地籍調査の実施を働きかけた。<br>○津波浸水想定区域の対象市町である和泉市において、令和5年度から調査を実施することになった。  | 約111km2/約123km2 | ①        | 環境農林水産部                             | ○未着手・休止市町村へ向けて地籍調査事業の実施を促進<br>○対象市町へ津波浸水想定区域における官民境界等先行調査の実施を促進   | 111km2/約123km2 (R4)<br>⇒約113km2/約123km2(R5) | I  |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進歩管理（PDCA）シート

## 府の行政機能の維持

| タブ<br>ラ<br>ン | No. | アクション名                           | 内 容（新APより抜粋）   | 令和4年度の目標  | 令和4年度の実績   | 進歩評価 | 担当部局   | 令和5年度の取組み予定  | 分類 |
|--------------|-----|----------------------------------|--|---|--|------|--|--|----|
|              |     |                                  |  |   |  |      |  |  |    |
| 行政           | 87  | 大阪府の初動体制の運用・改善                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ巨大地震等を想定した、事前防災体制の確保から発災後の初期段階の対応方針を定めた、「大阪府災害等対策実施要領」を2026年度に改訂したが、東日本大震災を教訓とした避難生活の長期化への対応も視野に入れ、発災直後から時系列・ステージ毎に即した対策とその目標を定めた実施要領として、今後運用していく。</li> <li>○地震発生後も、府庁として必要な行政機能の維持と府民サービスに努めるため、業務資源の変更等に応じて、府庁BCP（業務継続計画）を改訂し、運用していくとともに、BCPの職員への周知や定期的な訓練等を実施し、職員の意識向上を図る。</li> <li>○大阪府は、大阪北部を震源とする地震において、市町村の被害状況把握・支援を行うために、発災当日に先遣隊を派遣、その後も現地情報連絡員（リエゾン）の派遣など、迅速に人の支援を行なう一定の機能は果たせたが、南海トラフ地震等の地域的な災害を想定し、被災地への支援等、活動体制の強化を行なうため、府内の人的支援要員の把握や、交通機関の絶縁や職員自身の被災などにより、参加が難しい職員が多いため想定される場合にも備えるため、全庁体制による迅速な初動体制の確保を進めめる。</li> <li>・災害時には危機管理部局だけでなく、全庁による災害対応体制がスムーズに取れるよう、あらかじめ職員の理解が必要である。訓練等を通じて職員への周知を図り、非常時優先業務の対応能力の向上を図るとともに、BCPをより実効性のあるものにするため、非常時優先業務などBCPの点検を実施する。</li> <li>・今後の災害に備え、府民自らが判断し行動がれるよう、災害情報を集約・整理を行い、様々な事業者と連携・協力のうえSNSなどを活用して発信するよう情報マネジメントの強化を図る。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○最新の組織体制に応じるために、BCPについて内容検討を行い、策定・運用する。</li> <li>○各部局のBCPを所管する担当者を対象とした研修会を実施するとともに、咲洲庁舎が津波警報により使用不可能となった場合においても全庁による災害対応体制をとるための訓練を実施し、職員の意識向上を図る。</li> <li>○地震発生後も、府庁として必要な行政機能の維持と府民サービスに努めるため、業務資源の変更等に応じて、府庁BCPを改訂し、運用していくとともに、BCPの職員への周知や定期的な訓練等を実施し、職員の意識向上を図る。</li> <li>○引き続き、訓練において非常時優先業務の対応能力を高め、より実効性のあるものにする。</li> <li>○災害時には危機管理部局だけでなく、全庁による災害対応体制がスムーズに取れるよう、あらかじめ職員の理解が必要である。訓練等を通じて職員への周知を図り、非常時優先業務の対応能力の向上を図るとともに、BCPをより実効性のあるものにするため、非常時優先業務などBCPの点検を実施する。</li> </ul> | ①  | 全部局  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○最新の組織体制に応じるために、BCPについて内容検討を行い、策定・運用する。</li> <li>○各部局のBCPを所管する担当者を対象とした研修会を実施するとともに、咲洲庁舎が津波警報により使用不可能となった場合においても全庁による災害対応体制をとるための訓練を実施し、職員の意識向上を図る。</li> <li>○地震発生後も、府庁として必要な行政機能の維持と府民サービスに努めるため、業務資源の変更等に応じて、府庁BCPを改訂し、運用していくとともに、BCPの職員への周知や定期的な訓練等を実施し、職員の意識向上を図る。</li> <li>○引き続き、訓練において非常時優先業務の対応能力を高め、より実効性のあるものにする。</li> <li>○災害時には危機管理部局だけではなく、全庁による災害対応体制がスムーズに取れるよう、あらかじめ職員の理解が必要である。訓練等を通じて職員への周知を図り、非常時優先業務の対応能力の向上を図るとともに、BCPをより実効性のあるものにするため、非常時優先業務などBCPの点検を実施する。</li> </ul> | II   |    |
| 行政           | 88  | 大阪府防災行政無線による迅速・的確な情報連絡体制確保       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震発生後に、既設回線が被災を受けた場合でも、必要な災情情報を迅速かつ確に収集、共有し、応急災害対策活動に活用できるよう、H26年度に再整備が完了した大阪府防災行政無線を最大限に活用し、その適切な運用により、府・市町村・防災関係機関相互の迅速・確実な情報連絡及び行政連携体制を確保する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災行政無線設備の正常な機能を維持するため、保守点検を行い、情報連絡体制を確保する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災行政無線設備の正常な機能を維持するため、保守点検を行い、情報連絡体制を確保する。</li> </ul>  | ①    | 危機管理室  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災行政無線設備の正常な機能を維持するため、保守点検を行い、情報連絡体制を確保する。</li> </ul>  | II |
| 行政           | 89  | 災害時の府民への広報体制の整備・充実               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震発生後に、府民が必要とする防災情報を伝えるため、プレスセンターを開設する等、府政記者会加盟社をはじめとする各報道機関と連携している「災害における放送要請に関する協定」に基づき、協力・連携体制を強化する。あわせて、被災者の方々の生活支援に必要な情報を提供できるよう、迅速・的確な広報活動に向け、広報体制の充実を図る。</li> <li>・大阪府北部を震源とする地震では、鉄道が軒並み運行を見合わせたため、駅間停車が発生し、運航停止状況や復旧の目途など、情報発信に支障が生じ、主要駅を中心利用者の滞留や混雑が見られたため、鉄道利用者への情報発信の充実・強化を行なごとくや、災害に対する基礎知識、経験のない訪日外国人等が、交通情報等必要な情報を入手することで混雑が生じていたため、訪日外国人の視点に立った多言語対応による情報発信を行なう。</li> <li>・災害対応初動期の行政間、特に市町村から避難所への情報伝達が十分でなかったため、避難所への情報提供方法の検討を行なう。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時に迅速に情報発信が行えるよう災害情報発信訓練（緊急情報トップページへの切替、SNSで発信等）を実施</li> <li>○災害情報発信について関係部局と協議</li> <li>○ホームページを多言語対応するための自動翻訳サービスを引き続き契約</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時に迅速に情報発信が行えるよう災害情報発信訓練（緊急情報トップページへの切替方法の確認、SNSで発信等）を実施した。</li> <li>○主に外国人を対象とした災害情報発信について関係部局と協議を行なった。</li> <li>○ホームページを多言語対応するための自動翻訳サービスを引き続き契約した。</li> </ul>   | ①    | 危機管理室<br>政策企画部<br>府民文化部  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時に迅速に情報発信が行えるよう災害情報発信訓練（緊急情報トップページへの切替方法の確認、SNSで発信等）を実施</li> <li>○災害情報発信について関係部局と協議</li> <li>○ホームページを多言語対応するための自動翻訳サービスを引き続き契約</li> </ul>  | II |
| 行政           | 90  | 都府県市間相互応援体制の確立・強化                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震発生時に、近畿2府7県・関西広域連合、全国知事会の広域応援協定、関西広域連合と9都県市、九州地方知事会、中国地方知事会、四国地方知事会との広域連携による賃宅困難者対策の取組を推進する。</li> <li>・今回の地震は、出勤時間帯に発災したこと、また府県を超えて通勤・通学している人が多く、影響が広域に及んだ。広域連合をはじめ鉄道事業者など、広域連携による賃宅困難者対策の取組を推進する。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難者対策として以下の取組みを実施する。</li> <li>①一斉帰宅の抑制については、啓発動画を活用し、経済団体や協定締結企業等との連携や防災講演等により企業に働きかけていく。</li> <li>②超簡易版BCPを引き続き事業者に働きかける。</li> <li>③帰宅支援については、関西広域連合の協議会において訓練を実施するとともに支援体制の充実を図る。</li> <li>④ターミナルの混乱防止については、大阪市の協議会等に参画し、オフィスビルや商業施設等の管理者に一時滞在施設の提供を働きかける。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>①一斉帰宅の抑制については、啓発動画を活用しつつ、「社員と会社を守る防災ガイド」を用いて、経済団体や協定締結企業等との連携や防災講演等により、企業に社内待機の準備をするよう働きかけていく。</li> <li>②超簡易版BCPを引き続き事業者に働きかける。</li> <li>③ターミナルの混乱防止については、府有施設や市立施設について、当該施設を一時滞在施設として確保を希望する市町村に提供できるよう協力するとともに、広域的な立場から事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求めれる。また、引継ぎ府及び大阪市の観光部局とも連携し、災害における旅行者の受け入れ等に関する協定についても締結先が増えるよう進めていく。</li> <li>④賃宅支援については、関西広域連合の協議会において訓練を実施するとともに、実行性確保に向けて各関係機関との調整を進める。</li> </ul> | ①    | 危機管理室  | <ul style="list-style-type: none"> <li>①一斉帰宅の抑制については、啓発動画を活用しつつ、「社員と会社を守る防災ガイド」を用いて、経済団体や協定締結企業等との連携や防災講演等により、企業に社内待機の準備をするよう働きかけていく。</li> <li>②超簡易版BCPを引き続き事業者に働きかける。</li> <li>③ターミナルの混乱防止については、府有施設や市立施設について、当該施設を一時滞在施設として確保を希望する市町村に提供できるよう協力するとともに、広域的な立場から事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求めれる。また、引継ぎ府及び大阪市の観光部局とも連携し、災害における旅行者の受け入れ等に関する協定についても締結先が増えるよう進めていく。</li> <li>④賃宅支援については、関西広域連合の協議会において訓練を実施するとともに、実行性確保に向けて各関係機関との調整を進める。</li> </ul> | II |
| 行政           | 91  | 健康危機発生時における近畿府県地方衛生研究所の相互協力体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震発生後に府内での感染症、食中毒等の健康危機に府及び大阪市からの要求に応じて地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「大安研」という。）が迅速かつ必要な対応を取るとともに、府のみでは対応が困難な場合に備え、近畿府県における地方衛生研究所との相互協力体制を確立・強化する。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>①地方衛生研究所全国協議会近畿支部の会議や健康危機模擬訓練を通じ、近畿府県地方衛生研究所との相互協力体制を確認する。</li> <li>②新型コロナウイルス感染症の発生・流行に関しては、昨年度から引き続いて近畿府県地方衛生研究所間で連携して、検査など協力していく。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>①「地方衛生研究所全国協議会近畿支部総会（年3回）」及び「地方衛生研究所全国協議会近畿ブロック会議（年2回）」へ参加した。これらの会議において、地方衛生研究所の連絡窓口リストを更新するなど健康危機発生時における協力体制を確認した。</li> <li>②各地衛研における新型コロナウイルス感染症の発生・流行に関しては、昨年度から引き続いて近畿府県地方衛生研究所間で連携して、検査など協力していく。</li> </ul>  | ①    | 健康医療部  | <ul style="list-style-type: none"> <li>①地方衛生研究所全国協議会近畿支部の会議や健康危機模擬訓練を通じ、近畿府県地方衛生研究所との相互協力体制を確認する。</li> <li>②新型コロナウイルス感染症の発生・流行に関しては、昨年度から引き続いて近畿府県地方衛生研究所間で連携して、検査など協力していく。</li> </ul>   | IV |
| 行政           | 92  | 発災時における地域の安全の確保                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震発生後に懸念される各種犯罪の予防、検挙に努めるとともに、被災家庭、避難所等への訪問活動を実施する。</li> <li>・被災地及びその周辺において、警戒活動を実施する。</li> <li>・ハリコター等を効果的に運用し、被災情報の収集、被災者の捜索救出や物資等の空輸及び二次災害防止に向けた広報活動を実施する。</li> <li>・被災者等からの意見・要望の把握、災害に便乗した犯罪の被害防止に関する啓発広報活動の拡充</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○各種防災組織との情報共有及び連携の強化</li> <li>○ハリコター等の運用による情報収集能力の強化</li> <li>○災害に便乗した犯罪等の被害防止に関する啓発広報活動の拡充</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○各種防災組織との情報共有及び連携の強化</li> <li>○ハリコター等の運用による情報収集能力の強化</li> <li>○災害に便乗した犯罪等の被害防止に関する啓発広報活動の拡充</li> </ul>  | ①    | 警察本部   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○各種防災組織との情報共有及び連携の強化</li> <li>○ハリコター等の運用による情報収集能力の強化</li> <li>○災害に便乗した犯罪等の被害防止に関する啓発広報活動の拡充</li> </ul>  | II |
| 行政           | 93  | 緊急消防援助隊受入れ・市町村消防の広域化の推進          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震発生後に、府民の救出救助活動に従事する市町村消防の体制を強化するため、国（消防庁）の支援による、全国からの緊急消防援助隊（注1）について、府内代表機関である大阪市消防局との密接な連携により、その受入体制の確保に万全を期す。</li> <li>○また、府内の消防救援隊受入れ体制の充実強化を図っていく。</li> <li>○また、いわゆるハイパレスキュー隊（注2）について、府内において、専任体制の確保や資機材等の充実強化が図れるよう、国に強く求めていく。</li> <li>・緊急消防援助隊受入れ・市町村消防の広域化の推進</li> <li>・広域消防相互応援を円滑かつ効果的に行なうことができる災害発生状況や消防活動状況の情報収集に課題があった。応援要否の判断などに活用できるような情報共有体制の確立のために、可能な手法の検討を進める必要がある。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○消防応援活動調整本部のマニュアルについて、継続的に必要な見直しを図っていく。</li> <li>○「大阪府緊急消防救援隊受援計画」に基づき、代表消防機関である大阪市消防局と連携し、震災訓練などの機会において緊急消防救援隊の受け入れ体制の充実強化を図っていく。</li> <li>○また、府内消防の消防力強化に向けて、「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえた対象市町村の広域消防運営計画の策定を促進するほか、様々な形での広域化を研究する。</li> <li>○また、府内消防の消防力強化に向けて、「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえた対象市町村の広域消防運営計画の策定を促進するほか、様々な形での広域化を研究する。</li> <li>○引き続き、広域消防相互応援を円滑かつ効果的に行なうことができるよう、災害発生状況や消防活動状況の情報収集について、府内消防本部の実施する情報伝達訓練に積極的に参加していく。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○消防応援活動調整本部のマニュアルについて改めて確認を行なったところ、見直しが必要ない旨確認された。</li> <li>○「大阪府緊急消防救援隊受援計画」に基づき、代表消防機関である大阪市消防局と連携し、R5.1月に大阪府地震・海啸対策訓練を実施するなど緊急消防救援隊の受け入れ体制の充実強化を図った。</li> <li>○大阪府消防広域化推進計画に基づき、協議の場への出席による情報提供を行なう府内消防本部における消防広域化や連携協力の取り組みに対する支援を行なった結果、「堺市・泉州市」及び「高槻市・島本町」において、指令台の共同運用に関する協議書が締結された。</li> </ul>  | ①    | 危機管理室  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「大阪府緊急消防救援隊受援計画」に基づき、代表消防機関である大阪市消防局と連携し、震災訓練などの機会において緊急消防救援隊の受け入れ体制の充実強化を図っていく。</li> <li>○府内の消防力強化に向けて、「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえた対象市町村の広域消防運営計画の策定を促進するほか、様々な形での広域化を研究する。</li> </ul>   | II |
| 行政           | 94  | 救急救命士の養成・能力向上                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震発生時に救急救命活動を的確に行なう体制を強化するため、市町村が必要とする救急救命士を計画的に養成するとともに、消防庁の指針に基づき、その能力向上を図る。また、救急業務全体の質の向上のため指導救命士を早急に養成し、維持する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○救急救命士の計画的な養成を継続する。</li> <li>○新型コロナウイルス感染症蔓延の影響から指導救命士の新規養成が停滞したことで支障を来していた救急業務に携わる職員の教育指導に対し、指導救命士の新規・更新認定に新たに時限措置を講じることにより、条件を満たした職員に対し中止となっていた養成課程を経ずに2年間限りに指導救命士として救急業務に携わる職員の教育指導を行い、指導救命士の新規・更新認定に時限措置を講じて、救急業務全体の質の向上、及び大規模災害時の対応訓練を日常的に行なうよな体制の構築を行なう。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害に多数発生するクラッシュ症候群に対応できる救急救命士を95名養成</li> <li>○指導救命士を36名養成</li> <li>○時限措置指導救命士を19名育成</li> <li>※府内救急救命士有資格者数：1,615名（R4.4.1現在）</li> <li>※府内指導救命士有資格者数：141名（R4.4.1現在）</li> </ul>   | ①    | 危機管理室  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○救急救命士の計画的な養成を継続する。</li> <li>○新型コロナウイルス感染症蔓延の影響から指導救命士の新規養成が停滞したことで支障を来していた救急業務に携わる職員の教育指導に対し、指導救命士の新規・更新認定に新たに時限措置を講じることにより、条件を満たした職員に対し中止となっていた養成課程を経ずに2年間限りに指導救命士として救急業務に携わる職員の教育指導を行い、指導救命士の新規・更新認定に時限措置を講じて、救急業務全体の質の向上、及び大規模災害時の対応訓練を日常的に行なうよな体制の構築を行なう。</li> </ul>   | II |
| 行政           | 95  | 救出救助活動体制の充実・強化                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震発生時に効果的な救出救助活動を行うため、救出救助活動に必要な装備を充実するとともに、迅速な初動活動を確立し、被災者の救出救助活動にあたる。</li> <li>○地震発生時における救出救助技術の向上のため、各種訓練を行う。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○各所属に対する装備資器材の教養を実施した。</li> <li>○機動隊・消防等との合同訓練を実施し、救出救助技術の向上を図った。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○各所属に対する装備資器材の教養を実施した。</li> <li>○機動隊・消防等との合同訓練を実施し、救出救助技術の向上を図った。</li> </ul>  | ①    | 警察本部   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○救出救助活動に必要な装備資器材の充実</li> <li>○救出救助技術の向上、ハリコーターを活用した救出救助体制の強化</li> </ul>   | II |
| 行政           | 96  | 災害対策                             |  |   |  |      |  |  |    |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

## 市町村の計画的な災害対策推進への支援

| タ<br>イ<br>ム<br>ス<br>ケ<br>ュ<br>ル<br>ン | No. | アクション名            | 内 容（新APより抜粂）   | 令和4年度の目標  | 令和4年度の実績   | 進捗評価 | 担当部局  | 令和5年度の取組み予定  | 分類 |
|--------------------------------------|-----|-------------------|--|---|--|------|-------|--|----|
|                                      |     |                   |  |   |  |      |       |  |    |
| 市<br>町<br>村                          | 98  | 市町村地域防災計画の策定支援    | ○「災害対策基本法」に基づく法定計画であり、市町村における防災・災害対策の推進の基本となる「市町村地域防災計画」について、大阪府地域防災計画を反映した修正が行えるよう指導・助言および支援に努める。<br><br>・大阪府北部を震源とする地震などでは、市町村における初動体制の構築や災害対策本部の運営、避難所運営などで課題が見受けられたため、市町村自らの災害対応能力の強化を図るために方策の一つとして、市町村地域防災計画の改訂支援を行う。   | ○大阪府地域防災計画の修正に合わせて、修正のポイントを整理したチェックシートを作成し、修正内容が市町村地域防災計画に早期に反映されるよう修正を促す。<br><br>また、市町村地域防災計画の円滑な修正のため、情報提供・助言等を実施する。  | ①防災・災害対策の推進の基本となる市町村地域防災計画の修正等が効率的に進むように、大阪府地域防災計画を修正する度に修正のポイントを整理したチェックシートを作成した。<br>②市町村の地域防災計画の修正に対し、情報提供・助言等を実施した。<br>(地域防災計画の修正を行った市町村) 6市町村  | ①    | 危機管理室 | ○大阪府地域防災計画の修正に合わせて、修正のポイントを整理したチェックシートを作成し、修正内容が市町村地域防災計画に早期に反映されるよう修正を促す。<br><br>また、市町村地域防災計画の円滑な修正のため、情報提供・助言等を実施する。   | IV |
| 市<br>町<br>村                          | 99  | 地区防災計画の策定支援       | ○全市町村において、地域の自助・共助を推進するため、国が策定したガイドラインに基づき、地区防災計画等の策定が進めよう。先進事例の紹介や研修会の実施などにより作成者のスキルアップを支援する。   | ○地区防災計画等の策定が進むよう、先進事例の紹介や研修会の実施などにより作成者のスキルアップを支援する。  | ・府内市町村へ策定状況等の調査を実施した。<br>・内閣府主催の地区防災計画の作成に関する基礎研修会（オンライン）について、市町村に参加を呼びかけ第1回には9市1村2区が、第2回には10市1町1村4区が参加した。   | ①    | 危機管理室 | ・地区防災計画等の策定が進むよう、先進事例の紹介や研修会の実施などにより作成者のスキルアップを支援する。   | IV |
| 市<br>町<br>村                          | 100 | 地震灾害に備えた市町村に対する支援 | ○南海トラフ地震防災対策の推進に関する特別措置法（H26.3.1）に基づく、内閣総理大臣の推進地域の指定（府内42市町村）を踏まえ、同法に基づく推進計画を策定できるよう市町村に対し働きかけや支援を行う。<br>○集中取組期間中にては、津波防災地域づくりに関する法律により、知事が設定した津波浸水想定（平成25年8月19日設定）を管内に含む沿岸市町の全てで推進計画を策定できるよう支援を行なう。<br>○地震発生後も市町村において、必要な行政機能の維持を図るため、市町村BCPの策定・充実等を支援する。<br>○計画策定を含めた上記諸対策については、地域に根ざし住民と密着した基礎自治体である市町村の対策の立案・実行が必要であることから、府として様々な支援に努める。<br>○とりわけ、津波襲来に伴う対策準備について、膨大かつ専門業務が必要な沿岸市町に対し、その対策立案及び進捗を支援することで、府・市町村の連携強化や府内の取組みの均一化を図るため、市町村から求めがある場合は、その緊要性に鑑み、府の専門人材の派遣を検討する。<br>○庁舎の被災により、災害対応機能の不全や行政サービスの停滞が生じることの無いよう、市町村庁舎の耐震化を働きかける。<br><br>・市町村における災害対応体制の強化のため以下の取組を実施<br>①緊急消防推進員と市町村職員の連携強化<br>②市町村職員の災害対応力強化<br>③市町村受援計画策定支援<br>④市町村応援体制の強化<br>⑤避難行動要支援者支援に向けてボランティア団体等と連携強化<br>⑥「り災証明発行業務」の支援 | ○特に重要な6要素（①首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、③電気、水、食料等の確保、④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、⑤重要な行政データのバックアップ、⑥非常時優先業務の整理）や受援計画の進捗状況及び非常用電源の確保状況を把握するため、市町村を対象とした業務継続計画や非常用電源に関する調査を実施し、必要な対策を講じるよう策定状況の調査を通じて、府内市町村に働きかけを行う。<br><br>③受援計画を策定した市町村のデータを府内市町村に情報提供し、未策定の市町村の受援計画の策定を促進する。 | ○市町村を対象とした業務継続計画や非常用電源に関する調査を実施し、特に重要な6要素や受援計画の進捗状況及び非常用電源の確保状況を把握した上で、必要な対策を講じるよう府内市町村に働きかけを行った。<br><br>受援計画未策定の市町村を対象にミニチーム形式による策定支援研修会を複数回実施した。<br>未策定の市町村に対する進捗状況の確認や、府内策定済市町の事例紹介などを通じて、個別に策定支援を実施した。 | ①    | 危機管理室 | ○特に重要な6要素（①首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、③電気、水、食料等の確保、④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、⑤重要な行政データのバックアップ、⑥非常時優先業務の整理）や受援計画の進捗状況及び非常用電源の確保状況を把握するため、市町村を対象とした業務継続計画や非常用電源に関する調査を実施し、必要な対策を講じるよう策定状況の調査を通じて、府内市町村に働きかけを行う。<br><br>③受援計画未作成市町村の実情（限られた職員体制や予算措置等）や作成進捗状況を踏まえた策定支援を継続強化し、受援計画の策定を促進する。 | IV |